

国別ジェンダー情報整備調査 ルワンダ国

最終報告書

平成24年12月
(2012年)

独立行政法人
国際協力機構(JICA)
有限会社 ジャイロス

基盤
JR
13-171

当資料は、JICAが当該国で援助を実施するうえでの参考資料として作成されたものであり、記載されている全内容はJICAの公式見解を反映しているものではありません。また資料内の情報の正確性に関して、JICAは一切の責任を負いません。

国別ジェンダー情報整備調査
(ルワンダ国)

目 次

要約.....	ii
略語集.....	v
地図.....	vii
1. 基礎指標.....	1
1-1 経済社会関連指標	1
1-2 保健医療関連指標	3
1-3 教育関連指標.....	4
1-4 ミレニアム目標 (MDG)	5
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	7
2-1 ルワンダ国の女性の概況	7
2-2 ジェンダーにおけるルワンダ政府の取り組み	11
2-3 ナショナル・マシナリー	16
3. 主要セクターにおける女性の現状	21
3-1 教育分野.....	21
3-2 保健医療分野.....	24
3-3 農業分野.....	27
3-4 経済活動分野.....	29
3-5 ICT 分野.....	31
3-6 平和構築・ガバナンス分野.....	32
3-7 ジェンダーによる暴力 (GBV)	34
4. JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状と事業の計画・実施・評価に際し留意すべき ジェンダー課題及び配慮事項.....	35
4-1 JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状.....	35
4-2 事業の計画・実施・評価に際し留意すべき配慮事項	38
5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業.....	42
6. ジェンダー関連の情報源	44
6-1 関連機関／組織・人材リスト	44
6-2 関連文献リスト	45
7. 用語・指標解説.....	47
8. 参考文献.....	49

要約

ルワンダ国の女性の概況

- ・ ルワンダ国は、アフリカの内陸国であり、人口 1072 万人のほとんどがキリスト教徒である。1962 年にベルギーから独立後、人口の約 8 割を占めるフツ族と 1 割を占めるツチ族との間で紛争が繰り返されてきた。1994 年のジェノサイド後、新政権が発足し、政府は民族による差別撤廃や経済開発に取り組んできた。
- ・ 新国家建設と人権擁護の立場からジェンダー平等への取り組みは積極的に進められ、国会においては女性議員の割合は 56%と世界第 1 位となっている。
- ・ 女性の意思決定機関への進出に伴い、ジェンダー平等のための法改正・整備及び政策・戦略策定が進んでいる。

ジェンダーにおけるルワンダ政府の取り組み

- ・ 2003 年の憲法において「ジェンダー平等」が明記され、女性に対するあらゆる差別の撤廃とともに、国家開発における横断的な課題として「ジェンダー」が認識されている。「国家ジェンダー政策」は 2004 年に採択され、2010 年に改訂版が策定された。その目的は、各セクターにおけるジェンダー原則が整理されており、問題点の確認とジェンダー平等の国家開発への貢献である。
- ・ 2008 年からは MINECOFIN 主導のもとジェンダー予算の導入が試験的に始まり、2010/11 年度予算から、全セクターにおける計画・予算策定過程に同予算を含めることになった。

ナショナル・マシナリー

- ・ ルワンダでは、ナショナル・マシナリーは MIGEPROF、GMO 及び NWC の 3 機関によって構成されている。
- ・ MIGEPROF は、ジェンダーを担当する省として、ジェンダー平等化の推進、ジェンダー主流化及び女性の国家社会経済開発への参加を促進するための具体的な取り組みを行う。GMO は、憲法により設置された政府内の独立した機関で、ジェンダー平等化の進捗をモニタリング・評価する「監視機関」としての役割を担う。NWC は、女性のエンパワーメントを目的としたフォーラムであり、草の根レベルにおける女性及び女性組織の能力強化などを行い、女性の現状を政策に反映させるための情報源としての役割も持つ。

教育分野

- ・ 2003/4 年度から実施されている基礎教育の無償化により、教育機会の平等化が図られ、女子の就学率が向上している。2011 年のデータでは、就学率は男子（94.3%）よりも女子（97.5%）の方が高くなっている。
- ・ 基礎教育の就学率は向上しているものの、教育におけるジェンダー平等指数は、中等、高等教育と上がるにつれ、低下する傾向にあり、女子の進学率は低い状態が続いている。

保健医療分野

- ・ ルワンダ保健セクター戦略計画では、EDPRS/Vision2020 に基づく保健政策にジェンダー視点に立った取り組みが含まれている。
- ・ 具体的な取り組みとしては、例えばリプロダクティブ・ヘルスと HIV/AIDS というように戦略の中のプログラムを組み合わせることで、国民が利用しやすくなるようなサービスの提供方法が考えられている。また、「Performance-based Financing (PBF)」によるインセンティブにより、各保健施設が改善に向け継続的に努力する枠組みが存在する。
- ・ HIV/AIDS の感染率は、女性が 3.7%と男性の 2.2%を上回っている。パートナーの理解など感染者を取り巻く環境にも対応することが求められている。

農業分野

- ・ ルワンダ国においては人口の 9 割以上が農業セクターに関わっており、農業は主要産業の一つである。
- ・ 農業分野のジェンダー課題は、第一に換金作物の栽培から販売までの過程に女性の意見が反映されないこと、次に農業を営むためのクレジットへのアクセスが女性にとって難しいこと、最後に協働組合への女性の参加が難しいことが挙げられる。また、伝統的に農業生産・収穫及び販売などの一連のプロセスにおいて男女の役割がはっきりしており、女性は栽培の様々な過程に関わっているにもかかわらず、販売による収入をどのように使用するかについての決定権は持たないことが多い。
- ・ 土地法の改正により女性の土地所有が認められるようになったが、地方においては反発もみられ、まだ機能していない部分があることが指摘されている。

経済活動分野

- ・ 政府は、女性の経済的エンパワーメントを貧困削減の視点から捉えて、女性の経済参加は国家開発に大きく貢献するとしている。そのため政府主導の貧困削減プログラムへの参加を男女平等にし、女性の経済的な自立を支援するほか、家庭内における資産管理の平等化などについても学ぶ機会を提供している。
- ・ 女性の雇用率は 86%であるが、農業以外の就業機会は少ない。そのため、自営や起業などへの支援が推進されており、女性に限定した「保証基金 (Guarantee Fund) が政府により創設され、小規模融資が受けやすい環境が整えられている。
- ・ ルワンダにおける民間セクターはまだ小規模であり、女性の進出も少ない。

ICT 分野

- ・ 「国家情報・通信インフラストラクチャー計画」ではジェンダー平等が明記されており、学校教育などにおける ICT 教育の充実や地方における女性を対象としたノンフォーマル教育の重要性などが指摘されている。
- ・ 性別データによると、コンピューターをこれまで使用したことがある男性は 7.3%であるのに対して女性は 5.5%であった。使用歴のある者のうち、コンピューター知識があると答えたのは、男性 5.0%で女性が 3.0%となっている。

平和構築・ガバナンス分野

- ・ ルワンダにおいては、1994年のジェノサイド及びその後の復興期を通して、女性の貧困が大きな課題となった。紛争による寡婦が多く生まれ、ジェノサイド直後は約70%が女性世帯主となっていたという統計がある。
- ・ 政府及びCSOによるジェノサイド後の寡婦支援は、ルワンダ国のジェンダー主流化への積極的な取組みの土台となっていると指摘されている。
- ・ 草の根レベルにおいては、女性を中心としたジェノサイド生存者たちのグループが、地域社会における和解に向けて女性がコミュニティ活動に積極的にかかわっていくことを支援し、地域における復興と民族の共存を目指している。

ジェンダーによる暴力（GBV）

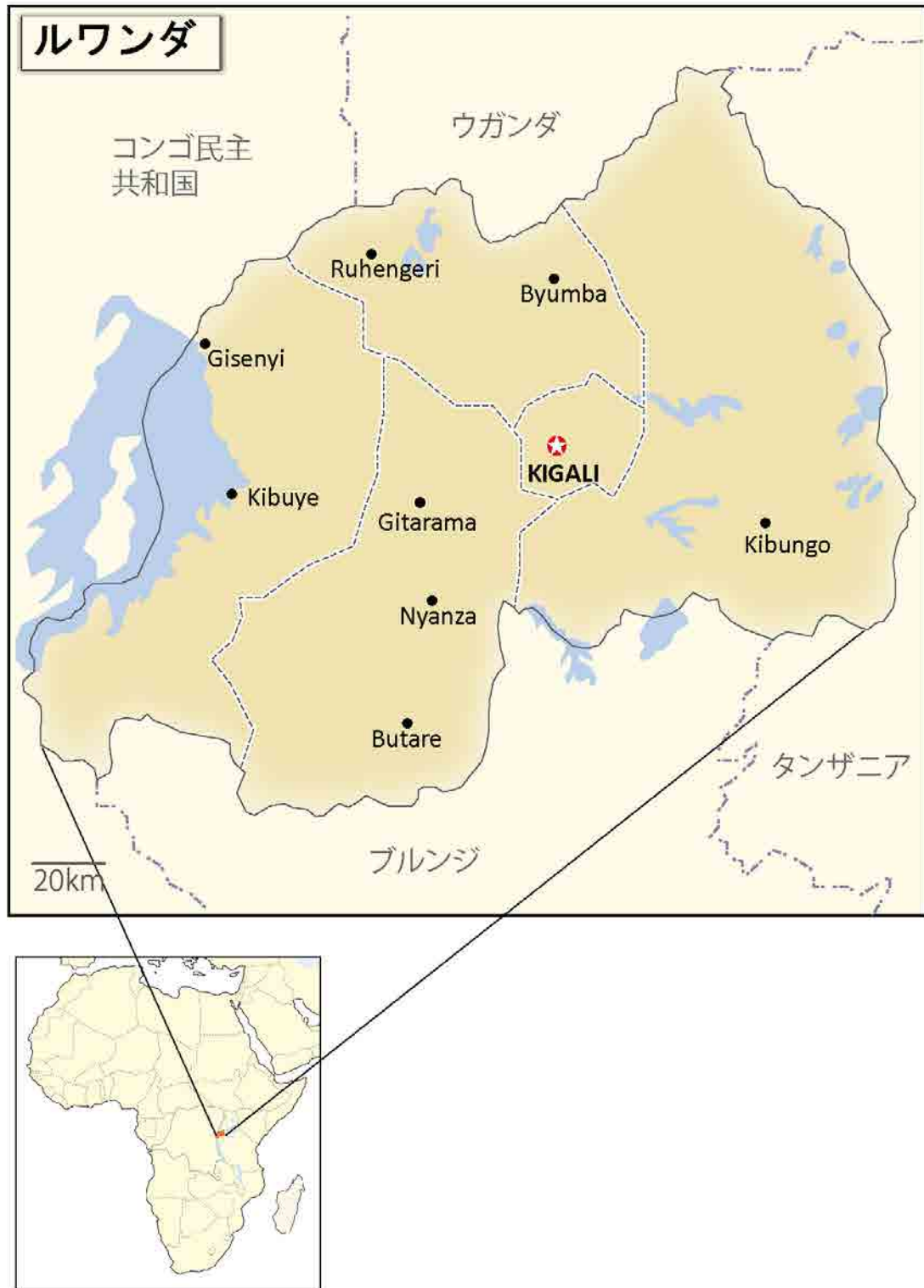
- ・ 2008年にジェンダーによる暴力（GBV）に関する法律が採択され、それまで裁かれることが少なかった女性に対する暴力が罰せられることとなった。また、2011年には国家GBV政策が策定された。
- ・ 警察に報告されたGBVの件数は増加傾向にあり、中でも夫の妻に対する暴力がその大半を占め、2009年には388件だったが、2010年には430件となった。
- ・ MIGEPROFを中心としたGBV対策委員会が設置されており、District（郡）レベルで性的被害を受けた被害者への対応策など研修を実施している。保健省や警察など関係機関と連携して対応する仕組みが構築され、啓蒙キャンペーンが継続的に実施されている。

略語集（ルワンダ）

BPFA	Beijing Platform for Action	北京行動綱領
12YBE	12 Years Basic Education	12 年制基礎教育
9YBE	9 Years Basic Education	9 年制基礎教育
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
CEDAW	Committee on the Elimination of Discrimination Against Women	女子差別撤廃委員会
CSW	Commision on the Status of Women	国連婦人の地位委員会
DAC	Development Assistance committee	OECD開発援助委員会
DfID	UK Department for International Development	英国国際開発省
DHS	Demographic and Health Survey	人口保健調査
DoL	Division of Labour	分業
DPCG	Development Partners Cooperation Group	開発パートナー協力グループ
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
EDPRS	Economic Development and Poverty Reduction Strategy	経済開発及び貧困削減戦略
EICV	Household Living Conditions Survey	総合世帯状況調査
ESSP	Education Sector Strategic Plan	教育セクター戦略計画
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FFRP	Forum of Rwandan Women Parliamentarians	ルワンダ女性議員フォーラム
GAD	Gender and Development	ジェンダーと開発
GBV	Gender-Based Violence	ジェンダーを基礎とした暴力
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GEM	Gender Empowerment Measure	ジェンダーエンパワーメント測定
GER	Gross Enrolment Rate	総就学率
GGI	Gender Gap Index	ジェンダー格差指標
GMO	Gender Monitoring Office	ジェンダー・モニタリング・オフィス
GNI	Gross national Income	国民総所得
GNP	Gross National Product	国民総生産
GPI	Gender Parity Index	ジェンダー格差指標
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immune Deficiency Syndrome	ヒト免疫不全ウイルス・後天性免疫不全症候群
ICT	Information, Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
LARS	Learning Achievement in Rwandan Schools	ルワンダ学習達成状況調査
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MIGEPROF	Ministry for Gender, and Family Promotion	ジェンダー・家族推進省
MINAGRI	Ministry of Agriculture and Animal Resources	農業・動物資源省
MINALOC	Ministry of Local Government	地方自治省
MINECOFIN	Ministry of Finance and Economic Planning	財務経済計画省
MINEDUC	Ministry of Education	教育省
MININFRA	Ministry of Infrastructure	インフラ省
MoU	Memorandum of Understanding	覚書
MTEF	Medium Term Expenditure Framework	中期支出枠組み
NCDRP	National Commission for the Demobilization and Reintegration Program	国家除隊・社会復帰プログラム委員会

NER	Net Enrolment Rate	純就学率
NGO	Non Governmental organizations	非政府団体
NISR	National Institute of Statistics of Rwanda	ルワンダ国立統計局
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PISA	Programme for International Student Assessment	国際学習到達度調査
PNA	Peace-building Needs and Impact Assessment	平和構築ニーズアセスメント
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略書
PSD	Private Sector Development	民間セクター開発
PTSD	posttraumatic stress disorder	精神的外傷
RDRC	Rwanda Demobilisation and Reintegration Commission	ルワンダ除隊・社会復帰委員会
RWF	Rwandan Franc	ルワンダ・フラン
SACCO	Savings and Credit Cooperative	貯蓄信用組合
SWAps	Sector Wide Approaches	セクター・ワイド・アプローチ
TOT	Training of trainers	トレーナー研修
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育・訓練
UN	United Nations	国際連合(国連)
UNDP	United Nations Development Plan	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations for Children Funds	国連児童基金
UNIFEM	United Nations Development Fund for women	国連女性開発基金
UNSC	United Nations Security Council	国連安全保障理事会
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
VAW	Violence Against Women	女性に対する暴力
VUP	Vision 2020 Umurenge Programme	ヴィジョン2020ウムドゥレンゲ・プログラム
WDA	Workforce Development Authority	雇用開発局
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機構
WID	Women in Development	開発と女性

地図(ルワンダ)



1 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

国際開発指標	人間開発指数		ジェンダー 開発指数	ジェンダー エンパワメント指 数	ジェンダー 不平等指数	出典		
	0.429/166位(2011)		NA	NA	0.453/82位 (2011)	1)		
	0.425/152位(2010)		0.450/140位 (2008)	NA	0.451/83位 (2008)	1)、2)		
人口指標	総人口 3)		都市人口比率 3)、4)		人口増加率 5)	合計特殊 5) 出生率	3)、4)、5)	
	総人口	女性人口	都市人口比率	女性人口比率*1				
	10,718,379(2011)	5,534,873(2011)	14.8%(2011)	52.30%(2011)	2.96(2011)	5.34(2011)		
	10,117,033(2009)	5,236,798(2009)	16.6%(2006)	51.92%(2006)	2.99(2010)	5.37(2010)		
	平均余命		世帯主別による世帯数・割合 **					
	男性	女性	総数	男性世帯(%)	女性世帯(%)			
	55.39(2011)	56.74(2011)	2,492,642(2011)	82.3	27.7			
	55.06(2010)	56.38(2010)	1,892,000(2006)	81.4	28.6			
	経済指標	GNI/Capita	実質GDP 成長率	GDP デフレーター	ジニ係数	開発援助額 /GNI		5)
		US\$1270(2011)	8.6%(2011)	309.67(2011)	50.02(2011)	18.5%(2010)		
US\$1180(2010)		7.2%(2010)	298.10(2010)	53.1(2006)	17.9%(2009)			
部門別公共支出	保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	1)、5)	
	8%(2011)	17%(2011)	5%(2011)	6%(2011)	NA	NA		
	6.5%(2007)	18.4%(2007)	3%(2007)	11.3(2007)	NA	NA		
	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP		
	4.9%(2011)	4.7%(2011)	NA	NA	NA	NA		
	NA	4.1%(2008)	NA	NA	NA	NA		
産業比率(対GDP)	農業	工業	サービス業	その他			6)	
	33.1%(2012)	13.9%(2012)	53%(2011)	NA				
	NA	NA	NA	NA				
労働指標	労働人口 5)		失業率 4)		最低賃金		4)、5)	
	総労働人口	女性比率	失業率	女性失業率	男性	女性		
	5,228,060(2010)	51.78%(2010)	0.9%(2011)	1.0%(2011)	NA	NA		
	4,920,718(2008)	51.97%(2008)	1.9%(2006)	2.0%(2006)	NA	NA		
労働人口比率		農業	工業	サービス業	その他			5)
	人口	78.8%(2005)	3.8%(2005)	16.6%(2005)	NA			
	女性比率	NA	NA	NA	NA			
	人口	90.1%(1989)	2.9%(1989)	6.7%(1989)	NA			
	女性比率	95.9%(1989)	0.7%(1989)	3.2%(1989)	NA			

*3)のデータより作成

**4)のデータより作成

ジェンダー関連指標

女性に関する国際条約
批准・署名の有無

署名・批准年	条約名
2002	Solemn Declaration on Gender Equality
1995	北京行動綱領 (Beijing Platform for Action)
1981	国連安全保障理事会決議1325
2004	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) *2009(追加条項)
2004	女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章

意思決定参加率

行政			民間	
議会	大臣	副大臣/次官	役員	専門技術職
56(2011)	7(2011)	NA	NA	NA
54(2010)	6(2011)	NA	NA	NA

4)

ジェンダー関連政策

制定年	政策名
2003	憲法
2008	女子教育政策
2010	国家ジェンダー政策
2011	ジェンダーによる暴力に関する政策

ジェンダー関連法律

制定年	法律名
1999	相続に関する法律改正
2003	憲法
2005	土地の使用および管理に関する法律
2008	ジェンダーによる暴力の防止と刑罰

ジェンダー関連国家組織

ナショナル・マシナリー名	ジェンダー家族推進省
	ジェンダー・モニタリング・オフィス
	全国女性評議会

1-2 保健医療関連指標

人口に対する 医療サービス	病床数/人口(千人)		医師数・人口(千人)		Reference						
	1.6(2007)		0.05(2004)		5)						
	1.6(2006)		0.02(2002)								
乳幼児死亡率	全体(千人あたり)		女児(千人あたり)		5),6)						
	50(2010/11)		58.83(2011)								
	62(2007/08)		NA								
5歳児未満死亡率	全体(千人あたり)		女児(千人あたり)		12),13)						
	76(2010)		97(2010)								
	152(2005)		177(2005)								
結核による死亡率	全体(100,000人あたり)		女子(100,000人あたり)		8)						
	11(2011)		NA								
	66(2002)		NA								
主要感染症による 死亡率	全体		女子								
	NA		NA								
	NA		NA								
1歳児における ワクチン接種率	BCG	三種混合	ポリオ	麻しん	8)						
	75%(2010)	80%(2010)	80%(2010)	82%(2010)							
リプロダクティブ ヘルス	家族計画実行率 (15-49歳既婚女性)		出産介助率		妊婦貧血率		5),8),13),14)				
	36.4(2008)		52(2010)		NA						
	17.4(2005)		36(2008)		NA						
	妊産婦死亡率 (100,000人あたり)		合計特殊出生率		平均初婚年齢(25-49歳) ¹³⁾¹⁴⁾						
					Men	Women					
	340(2010)		5.4(2010)		24.9(2010)	21.4(2010)					
	550(2005)		NA		24.8(2005)	20.7(2005)					
栄養	5歳児未満における栄養不良率		経口補水療法利用率		ヨウ素欠乏症		13),14)				
	901(2010)		30.8(2007/2008)		NA						
	10.22(2009)		34.5(2010)		NA						
地域医療サービス	安全な水普及率			衛生施設普及率			5)				
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部					
	65(2010)	76(2010)	63(2010)	55(2010)	52(2010)	55(2010)					
	66(2006)	80(2006)	63(2006)	53(2006)	55(2006)	52(2006)					
HIV/AIDS	HIV感染率(15-49歳)				HIV/AIDSに関する 適正な知識の保有率		12),13)				
	全体	男性	女性		男性	女性					
			全体	妊産婦							
			3.0(2011)	2.2(2010)				3.7(2010)	NA	50.7(2010)	55.5(2010)
			3.0(2005)	2.3(2005)				3.6(2005)	NA	57.5(2005)	53.6(2005)

1-3 教育関連指標

教育制度	初等	前期中等	後期中等	出典
	6年間	3年間	3年間	12)

成人識字率 (15歳以上)	全体	男性	女性	4)
	69.7(2010/11)	75.7(2010/11)	64.7(2010/11)	
	65.3(2005/06)	71.5(2005/06)	60.1(2005/06)	

初等教育	就学率			13)
	全体	男児	女児	
	95.9(2011)	94.3(2011)	97.5(2011)	
	95.8(2007)	94.7(2007)	96.8(2007)	
	進級率			
	全体	男児	女児	
	75.6(2010)	73.04(2010)	76.2(2010)	
	68.4(2007)	67.6(2007)	69.2(2007)	
	退学率			
	全体	男児	女児	
	11.4(2010)	11.5(2011)	11.3(2011)	
	13.9(2007)	14.6(2007)	13.1(2007)	

前期中等教育* 後期中等教育*	就学率			13)
	全体	男児	女児	
	25.7(2011)	24.2(2011)	27.2(2011)	
	13.9(2007)	13.8(2007)	13.9(2007)	
	進級率			
	全体	男児	女児	
	88.8(2010)	89.0(2010)	88.5(2010)	
	84.5(2008)	88.7(2008)	80.3(2008)	
	退学率			
	全体	男児	女児	
	7.4(2010)	7.4(2010)	7.5(2010)	
	9.6(2008)	5.7(2008)	13.3(2008)	

男女別高等教育 就学率	教育学		芸術		社会学		13)
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	理工学		医学		その他		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	

*中等教育全体

1-4 ミレニアム目標 (MDG)

初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率

初等教育	中等教育	高等教育
1.03(2010/11)	0.93(2010/11)	0.7(2010/11)
1.03(2005/06)	0.81(2005/06)	0.71(2005/06)

出典
7)

非農業部門における女性賃金労働者の割合

7)

国会における女性議員の割合

女性議員 (%)	全議員数	男性議員数	女性議員数	
56.6%(2011)	106(2011)	50(2011)	56(2011)	7)
48.8%(2010)	106(2010)	52(2010)	54(2010)	

妊産婦死亡率 (生児出生100,000人当たり)

476(2011)
750(2010)

医師・助産婦の立会による出産の割合

69%(2011)
39%(2010)

7)

避妊具普及率

全ての避妊法 (%)		現代的避妊法(%)		コンドーム(%)	
2010	28.6	2010	25.2	2010	1.8
2005	9.6	2005	5.6	2005	0.8

12),13)

青年期女子による出産率 (1,000人あたり)

43(2000-2010)

7)

産前ケアの機会 10),11)

1度以上 (%)	4度以上(%)
64.4(2010/11)	35.4(2010/11)
74.6(2007/08)	23.9(2007/08)

10)、11)

家族計画の必要性が満たされていない割合

全体(%)	産間調節(%)	産児制限(%)
10.2(2010/11)	5.4(2010/11)	4.8(2010/11)
38(2007/08)	25(2007/08)	13(2007/08)

7)

出典：

- 1) Human Development Report 2011, UNDP
- 2) Human Development Report 2008, UNDP
- 3) Population and Housing Census Provisional results November 2012
- 4) Integrated Household Living Conditions Survey 2010/2011 (EICV3) Main Report and Thematic Report on Gender(2012)
- 5) The World Bank Website
- 6) The World Factbook, CIA

- 7) Rwanda Statistical Year Book 2012
- 8) Tuberculosis Profile Rwanda (WHO website)
- 9) World Contraceptive Use 2011, 2007, UNFPA
- 10) Budget Execution Report for the Fiscal Year 2010/11
- 11) 2007 Budget Execution(presentation document) by MINECOFIN
- 12) Rwanda Demographic and Health Survey 2005
- 13) Rwanda Demographic and Health Survey 2010
- 14) Rwanda Interim Demographic and Health Survey 2007-2008
- 15) School Funding and Equity in Rwanda: An Interim Discussion Paper 2012
- 16) Rwanda Education Statistics 2012

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2-1 ルワンダ国の女性の概況

ルワンダ国の女性の概況

- ・ ルワンダ国はアフリカの内陸国であり、人口 1,072 万人の殆んどがキリスト教徒である。1962 年にベルギーから独立後、人口の約 8 割を占めるフツ族と約 1 割を占めるツチ族との間で紛争が繰り返されてきた。1994 年のジェノサイド後、新政権が発足し、政府は民族による差別撤廃や経済開発に取り組んできた。
- ・ 新国家建設と人権擁護の立場からジェンダー平等化に向けた取り組みが積極的に進められ、国会における女性議員の割合は 56%と世界第 1 位である。
- ・ 女性の意思決定機関への進出に伴い、ジェンダー平等のための法改正・整備及び政策・戦略策定が進んでいる。

[概要]

ルワンダ国は、人口約 1,072 万人で、地理的に東側にタンザニア、西側にコンゴ民主共和国、北側にウガンダ、南側にブルンジと国境を接している内陸国である。1962 年に旧宗主国ベルギーから独立したが、国民の 8 割強を占めるフツ族と 1 割強を占めるツチ族との抗争が繰り返されてきた。1994 年 4 月に始まったツチ族に対するジェノサイドでは、約 80 万人とも言われる犠牲者を出した。その後、ルワンダ愛国戦線 (Rwanda Patriotic Front) がルワンダ全土を掌握し、RPF を率いたカガメ将軍による政権が発足した。2003 年及び 2010 年に行われた大統領選挙ではカガメ大統領が再選を果たしている。

紛争終結後、政府は民族による差別撤廃や経済インフラ整備など国家の復興から開発に向けて取り組んできた。GDP 比では、サービス業が 53%とトップであるが、政府の ICT 事業などへの積極的な取り組みにもかかわらず、労働人口の約 8 割¹が農業に従事している。外貨獲得としては、観光産業、鉱物資源、コーヒーや茶などが挙げられる。

世界的な経済危機にもかかわらず、2012 年第 3 四半期の GDP 成長率は 7.3% (国家統計局 2012 年 12 月) と高く、MDGs の達成状況も順調である。人間開発指数は 187 カ国中 166 位 (2011 年) であり、サブサハラアフリカの平均を下回っている状況である。その半面、ジェンダー不平等指標は 0.491 と世界的にも低くジェンダー公平性は高い。

1994 年の内戦後、独立後の新国家における国家建設と人権擁護の視点から、国家によるジェンダー平等への取り組みは積極的に進められている。2003 年憲法に象徴されるように

¹ World Bank Website(2012)

ジェンダー平等は、国家開発のあらゆる分野に横断的に関連する課題であり、政府政策・戦略に統合されることとなった。また、これまで伝統・文化的に不平等であった課題（土地や相続など）も法改正により是正された。

[国家開発計画]

ルワンダ政府は、2000 年に国民参加による意見交換を通して、2020 年までの長期開発計画「VISION 2020」を策定した。その目標は、国民一人当たりの所得を 220 ドル(2000 年)から 900 ドル(2020 年)に引き上げ、中所得国になることである（同目標は 2012 年に見直され、1,240 ドルに上方修正されている）。目標達成には、毎年 11.5%以上の経済成長が必要であり、これまでの農業依存型経済から知識ベース型経済に転換すると共に、民間からの投資促進や国外からの援助割合の引き下げが不可欠としている。同計画において、「ジェンダー」は目標達成のために重要なクロスカッティング・イシューとして位置づけられている。具体的には、教育や保健などの各分野における政策・戦略策定に融合されることが明記されている。

ルワンダ政府は、2002 年に PRSP を策定し、2007 年に第二次 PRSP として経済開発貧困削減戦略(EDPRS)を策定した。EDPRS は、「VISION2020」で掲げられた目標達成のため、具体的な中期開発目標（2008 ～ 2012 年）を定めたものである。重点分野を①知識を基盤とした社会のための技能、②農業、③インフラ、④財政セクター、⑤製造・サービス業、⑥人口・保健、⑦生産性のある社会への変化、⑧グッドガバナンス、とし、経済成長を通じた貧困削減を目指している。

「ジェンダー」課題は、分野を横断するクロスカッティング・イシューとして各プログラムの中に統合されることになっている。ジェンダー課題は分野により異なるため、それぞれの分野の発展過程を理解した上で、ジェンダー配慮の与えるインパクトを考慮し、配慮すべき課題や改善点を検討すべきである。また、ジェンダー課題に関するニーズと重要度は男女間で異なるため、男女それぞれの現状を把握した上で、ジェンダー課題としての対応が必要であるとしている。

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

宗教では、キリスト教徒が多く、カトリックが 56.5%、プロテスタント 26%、アドベントリスト 11.1%であり、そのほかとしてイスラム教徒が 4.6%と土着の信仰が 0.1%という統計がある²、

ベルギー統治時代に義務付けられた身分証上の民族項目については、削除されているた

² CIA World Factbook（ウェブサイト 2012 年 12 月 1 日付）

め、現在ルワンダにおける民族構成については正確な統計は難しい。CIA World Factbook では、フツ 84%、ツチ 15%、にピグミー系のトゥワが 1%となっている³。従来、牧畜民の ツチ、農耕民のフツと狩猟採集民のトゥワは時代の変遷とともにルワンダの地に移住してきたとの定説があったが、現在では国家形成に伴って作られた概念、との考え方が主流である。王国形成時代を通じて統治制度の上層部をツチが占めるようになり、賦役や貢納を強いられる農民がフツという意識が定着した。また、両民族の垂直の階層関係があったのは王国の中心部に過ぎず、周辺部では民族についての自覚が薄かったとの指摘もある⁴。キリスト教を基礎とした価値観と共通言語（キニャルワンダ語）を話すことから、生活習慣についても民族間の大きな差はない、とされる。

植民地時代以前の王国においては、国王の母が大きな影響力を持っていたため、女性は比較的政治経済面においても発言が自由であったとされる。植民地時代には男女の役割を分割する習慣が持ち込まれ、現在においても、基本的に家父長制であり、男性がコミュニティや家族の長を務めることが主である。家庭内では、夫が決定権を持ち、家事一般については女性が担うことが伝統的習慣である⁵。

結婚については男女ともに 21 歳以上が法的な婚姻関係を認められる。しかし、地方においては早婚の例がまだある。婚姻時には夫やその家族から婚資（おもに牛）が支払われることが多く、女性が物として扱われることが習慣として残っていた。以前は一夫多妻制が実践されていたが現在はほとんどなくなっている。

また、EICV3 によると、女性はルワンダ政府の女性の地位向上のための努力に伴って、日常の意思決定について比較的自立心を持つようになってきているとの結果が出ている。例えば、自己のヘルスケアについて自分でその内容を決定しているという割合が 74%となっているほか、家庭での主な購入に関する決定は 71%、そして、80%の女性は家族や親戚への訪問も自分の意思で決めている。ただし、地方の若い女性は、配偶者やパートナーにその決定を依存する傾向がある。夫婦それぞれの収入をどのように使用するかについては夫婦間で話し合って決める傾向が強い（6・7 割）。

1994 年のジェノサイド後の寡婦支援などで大きく前進した女性の自立支援は、ジェンダー平等や家庭内暴力撤廃政策へと継続されることになった。ジェンダー主流化は、紛争により疲弊した国家の再建と開発のため、必要不可欠な要素であるとの考え方から、「VISION2020」及び「EDPRS」にジェンダー課題が位置付けられた。その上で、2003 年憲法では、男女平等が明確に記載されたほか、ジェンダー主流化を促進させるための政

³ 同上

⁴ JICA PNA ルワンダ（2010）

⁵ Culture of Rwanda(<http://www.everyculture.com/No-Sa/Rwanda.html>)

府内独立機関としてジェンダー・モニタリング・オフィスと全国女性評議会の役割についても含まれることとなった。

このような政府の積極的なジェンダー政策は、女性の社会進出を促すこととなり、特に国会においては、女性議員の割合が 56%となり、トップレベルの女性進出と国際社会でも認められている。

[意思決定機構への参加]

前述のように、女性の政治参加については、国会議員に占める女性の割合が 56%（2011 年）である。憲法によりクォータ制が採用されており、意思決定機関における女性の割合は 3 割以上と規定されている。これは国政レベルだけではなく、地方行政レベルの議会においても同様であり、2012 年の District（郡）議会においては女性議員の割合は 44.8%となっている。

ルワンダ女性議員フォーラム（FFRP）は、1996 年に設立され、女性の地位向上に関する政策策定を国政レベルで推進してきた。ナショナル・マシナリーの一部である全国女性評議会と連携し、草の根レベルにおける女性のニーズに対して、女性の立場から主張し、意識的に取組む努力を積んできている。女性議員が過半数を超えている現状はジェンダーに関する法整備や政策決定を促進する要因となっており、ジェンダーにかかる国際条約の批准、土地法、相続法などの女性に対する不平等条項の改定、ジェンダー関連政策などが実現している。中央省庁における大臣も現在 7 名任命されており（2012 年 12 月現在）、大臣ポストの 36%を占め⁶、一定の存在感がある。しかし地方政府特に District（郡）レベルになると、現在、女性の首長は総数 30 名のうち 2 名のみにとどまっている。女性の地位向上取組みへの政府の積極的な姿勢は、ルワンダが国際潮流に敏感であるほか、ジェノサイド後の国家再建の際に、現在の政府の母体である「ルワンダ愛国戦線」において優秀な女性を登用した「軍隊という組織特有の合理的な発想」がある、と指摘する声もある⁷。

⁶ NISR, Year Book 2012

⁷ アジア経済研究所武内研究員聞き取り

2-2 ジェンダーにおけるルワンダ政府の取り組み

ジェンダーにおけるルワンダ政府の取り組み

- ・ 2003 年の憲法にて「ジェンダー平等」が明記され、女性に対するあらゆる差別の撤廃とともに、国家開発における横断的な課題として「ジェンダー」が認識されている。2004 年に「国家ジェンダー政策」が採択され、2010 年には改訂版が策定された。その目的は、各セクターにおけるジェンダー原則の整理、問題点の確認及びジェンダー平等の国家開発への貢献である。
- ・ 2008 年には MINECOFIN 主導のもとジェンダー予算の導入が試験的に始まり、2010/11 年度予算から、全セクターにおける計画・予算策定過程に同予算を含めることとなった。

[概要]

1994 年のジェノサイド後、新政権はジェンダー主流化に積極的に取り組んできた。その結果、女性の政治参加が進み、世界でトップクラスの女性の国会議員数を誇っている。その背景には、憲法によるジェンダー平等の明確化やジェンダー主流化を進めるため、政策及び戦略策定を行ってきたことが挙げられる。また、ジェンダー予算の導入を計画・予算策定過程に含めることによって、地方を含む政府の事業に反映させる取り組みが、MINECOFIN 主導のもと実践されており、世界でも例がないジェンダー予算に関する法整備が進んでいることも背景として挙げられる。

ジェンダー主流化を推進していくナショナル・マシンアリーは、ジェンダー平等を担当する MIGEPROF だけでなく、草の根レベルにおける女性の声を反映させるため NWC や政府のジェンダー主流化状況をモニタリングする GMO によって構成されている。このように、ルワンダ政府は、ジェンダーを政府が積極的に取り組む課題として位置づけ、政府内枠組みを策定し法整備も進めていくことで、行政のあらゆるレベルでジェンダー課題が統合されていくという、真の主流化を目指している。ジェンダー平等化は国家開発に不可欠な要素であるという認識と共に、政策も進められてきてはいるが、ジェノサイド後 18 年という時間は、国民一人一人の伝統的な価値観（家父長制からなる男性中心的な考え方）の変化をもたらすにはまだ十分ではない。枠組みに関しても行政の末端レベルに浸透するまでには時間が必要であり、政府はその取り組みにつき、モニタリングや評価を通して検証を行っていく予定であり、今後その成果が問われるものと考えられる。

[ジェンダー政策]

2003 年憲法前文及び第 9 条に「ジェンダー平等」が明記され、ジェンダー平等及び女性に対するあらゆる差別の排除が、憲法によって推進されることになり、すべてのセクター

におけるジェンダー主流化の強固な基盤となっている。憲法本文には国会における女性議員の割合を 30%以上とし、ナショナル・マシナリーを形成する GM 及び NWC の設置についても記載されている。

「国家ジェンダー政策」は、2002 年に初めて草案が作成され、2004 年に採択された（その後 2010 年に改訂版を新たに採択）。その内容は、各セクターにおいて戦略策定の際に融合されるべきジェンダーの原則を取りまとめたものである。ジェンダー課題は他のクロスカッティング・イシューに比較して、女性の地位向上のための枠組み策定や取組みなど、大きな前進を見せていたが、ジェンダーにかかる優先政策や予算など各セクターのプログラムに対して十分な関連付けがなされていなかった。本政策は、これまで達成してきた分野及びジェンダー課題における問題点を確認し、国家政策において各セクターのジェンダー主流化による男女平等社会の推進が、国家開発に貢献できることを目的としている。

MINECOFIN はステークホルダーの協力を得て、国家開発計画との関係を考慮しながら、本政策におけるプログラムを以下の通り選択している。

表 2-1 ルワンダ国ジェンダー政策プログラム

プログラム名	サブプログラム
ジェンダー主流化と組織強化	ジェンダー配慮に対する理解向上
	ジェンダー分析及び計画研修
	効果的なジェンダー主流化促進に必要な手段の政府・民間・市民社会における整備
経済的エンパワーメント	食糧の安全保障
	国内及び貿易市場におけるサプライチェーンの移行
	農業における変革のためのマイクロファイナンスと資金
	地方における女性の経済的エンパワーメント
	ケア・エコノミー
保健と人口	家族計画
	地域保健制度とリファレル
教育と職業訓練	適正な技術・職業研修
	フォーマル教育の改善
	ノン・フォーマル教育の改善
グッドガバナンスと司法	意思決定への参加
	人権と法の支配
	平和構築と国民和解
	公共財政管理

	地方分権とコミュニティ参加
環境保全と土地管理	環境保全
	土地使用管理
社会的弱者のエンパワーメント	経済的エンパワーメントスキーム
	社会保護スキーム
民間セクター	上級職における女性の進出
	女性の雇用
水と衛生	—
インフラストラクチャー	エネルギー
	運輸
I C T	—

出典：国家ジェンダー政策より筆者抜粋

また、政策実施のために、ジェンダー主流化を促進するとともに、「積極的差別是正措置 (Affirmative Action)」を取り入れ、関係諸機関の組織強化を図る。ジェンダー課題への男性の関与も重要な取組みの一つ、としている。

ナショナル・マシンアリーは、MIGEPROF、GMO 及び NWC の政府内 3 機関によって構成されている。ジェンダー政策実施のためのその他の重要な関係者は、大統領府、首相府、MINECOFIN の政府機関、国会内に設立された FFRP、政府・ドナーの調整枠組みである National Gender Cluster やジェンダー分野における市民社会がある。

各セクターにおけるジェンダー政策と開発計画策定の推進のため、2005 年より全省庁の計画局がジェンダー・フォーカル・ポイント (GFP) となり、各セクターにおけるジェンダー主流化を事業の計画及び予算策定を通して行うことになっている。同局の局長はジェンダー関連研修を受講し、ジェンダー課題に関する基礎知識を理解したうえで、セクター別のジェンダー主流化に取り組むことになっている。

ジェンダーに関する支援の調整枠組みとして、ジェンダー・クラスターが 2008 年に設置されている。ジェンダー平等に資する支援の計画、調整や優先度などを政府、開発パートナー、民間セクター及び市民社会の間で話し合うフォーラムとなっている。議長は MIGEPROF であり、開発パートナーから共同議長が選ばれる。

[ジェンダー関連法令]

ジェンダー平等を明確にした 2003 年憲法以外に、1999 年に相続における不平等な男女間の法的地位が見直された。また、それまで認められなかった女性による土地の所有は、

2005 年の法改正で不平等が改善された⁸。その他、「ジェンダーによる暴力（Gender-Based Violence/GBV）の予防とその刑罰に関する法（Law N° 59/2008 on Prevention and Punishment of Gender-Based Violence）」は、2008 年 9 月に国会承認され、2009 年から施行されている。

表 2-2 ジェンダー関連法令リスト

法令名	制定年	概要
Constitution Preamble and Article 9	2003	ジェンダー及び男女平等
Constitution on “GMO (Article 185) ” and “NWC(Article 187)”	2003	GMO 及び NWC の設立
Law No 08/2005 of 14/07/2005 “use and management of Land in Rwanda	2005	女性の土地の所有
Law N° 22/99 of 12/11/1999 “matrimonial regimes, liberalities and successions	1999	民法補填 夫婦間における相続
Law No 59/2008 of 10/09/2008 “prevention and punishment of gender based violence”	2008	ジェンダーによる暴力の防止と刑罰

[ジェンダー予算]

ルワンダ政府は、2002 年より MIGEPROF によるイニシアティブで始まった。2004 年までの間、DFID の支援を受け、国家予算を担当する MINECOFIN との協力関係のもと進められてきたが、国家の取組みとしては浸透しなかった。その理由としては、国家政策・戦略における「ジェンダー主流化」に対する予算策定の視点が不足していたことや政府の取り組んでいる各改革及び地方行政制度との関連など、ルワンダ固有の政治・行政状況に調和できなかったことなどが挙げられている⁹。2008 年から 2010 年まで新たに始まったジェンダー予算導入の試みは、国家予算策定過程において位置づけるため、MINECOFIN を責任官庁とし¹⁰、ジェンダー主流化を担当する MIGEPROF および GMO の協力のもと 4 分野（教育、保健、農業、インフラストラクチャー）をパイロットとして選択し、実施することになった。パイロット分野による導入結果を受けて、2010-11 年の予算策定から計画・予算策定の際のジェンダー予算ステートメントの策定が全省庁及び District（郡）¹¹で実施

⁸ 法整備以前でも、女性に不利にならないよう親戚間やコミュニティにおいて調整されていたが、制度化されることによって、「争いごと」として複雑になったとの意見も地方においては出てきている（アジア経済研究所武内研究員聞き取りより）。

⁹ MINECOFIN(2011),Gender-Responsive budgeting Programme in Rwanda 2008-2010

¹⁰ 2002-2004 年のプロジェクトでは、外部のコンサルタントの依存度を縮小し、制度化するためには予算策定の責任官庁である MINECOFIN が中心となって実施することが好ましいという反省があった。

¹¹ ルワンダにおける行政区分は、5 州（北部州、東部州、南部州、西部州及びキガリ市）の下に 30 の District（郡）、

されることになった。MINECOFINは、計画・予算策定に関する通達(Budget Call Circular)で、ジェンダー予算にかかるステートメント(表 2-3 参照)を付属のガイダンスに沿って作成するよう指示している。同ステートメントには関係職員の性別データの作成も含まれている。の取組みを 2011-12 年度の予算策定より全省庁が Gender Budget Statement (GBS) を添付資料として作成することになっている。

なお、GBS 作成にあたって、各省庁及び District (郡) は少なくとも 4 つのサブプログラムを選択して記載することになっているが、選択にあたっては、1) 当該分野の提供サービスに限定(組織強化や日常経費などは含まない)、2) 予算配分のサイズ(大きいもの)、3) ジェンダー課題に対して重要と位置づけられるサブプログラム、4) 国家ジェンダー政策及び EDPRS に沿ったものであること、の 4 点を基準としている。

GBS 作成にあたっては、各省庁・District (郡) の GFP が研修を受け、計画策定過程におけるジェンダー主流化について学んでいる。

なお、MINECOFIN の通達によって義務付けられているジェンダー予算ステートメント作成については、法整備が進んでいる。現在、国家財政法の改正案として閣議に挙げられており、今後国会承認される予定である。[ジェンダー予算]

2011-12 年度の予算策定より全省庁が GBS を添付資料として作成することになっている。MINECOFIN が予算策定に関する回報を発出するがその際に作成に関するガイドラインをつけている。GBS の作成義務付けについては現在法整備が進んでおり、国家財政法の改正案が閣議に挙げられており、今後国会承認される予定である。

416 の Sector (地区) が存在する。セクターの下には 2,148 の Cell (セル)、さらにその下に 14,842 の Village (村) が存在する。

表 2-3 District（郡）におけるジェンダー予算ステートメント例

PROGRAMME: PLANNING, ADMINISTRATION AND MANAGEMENT OF LAND SUB-PROGRAMME: PLANNING AND MANAGEMENT OF LAND				
GENDER ANALYSIS	OUTPUT	ACTIVITIES	INDICATORS	BUDGET (RFW)
The law regulating land tenure in Rwanda gives women the right to administer and manage land as a precious family heritage. Nevertheless, many women are unaware of this right and are denied the right to manage land, and many of them do not benefit from the revenues from sale of the property of their husbands. These revenues instead benefit the husbands who use the money as they wish.	From now on, so as to promote the rights of women in respect of property in Karongi District, property will be registered in the name of both spouses – husband and wife.	Register all landholdings	All landholdings in the District are registered in the name of husbands and their wives.	10,549,095

出典：MINECOFIN, 「Gender—Responsive Budgeting Programme in Rwanda 2008-2010」

2-3 ナショナル・マシナリー

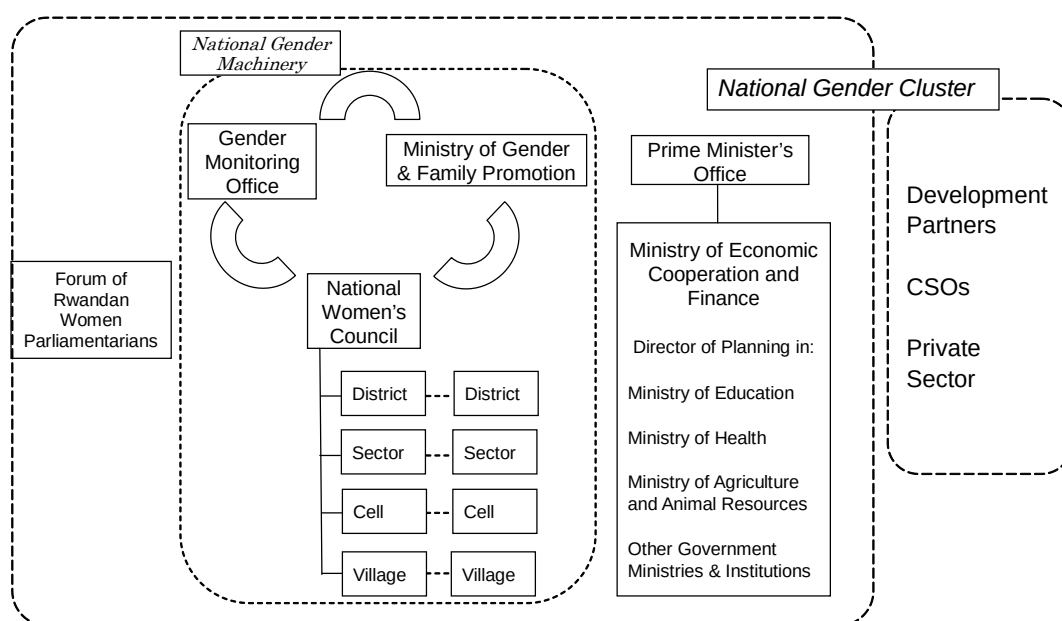
ナショナル・マシナリー

- ルワンダでは、ナショナル・マシナリーは MIGEPROF、GMO 及び NWC の 3 機関により構成されている。
- MIGEPROF は、ジェンダーを担当する省として、ジェンダー平等化の推進及びジェンダー主流化及び女性の国家社会経済開発への参加を促進するための具体的な取組を行う。GMO は、憲法により設置されている政府内の独立した機関で、ジェンダー平等化の進捗をモニタリング・評価する「監視機関」としての役割を担う。NWC は、女性のエンパワーメントを目的としたフォーラムであり、草の根レベルにおける女性及び女性組織の能力強化などを行っており、女性の現状を政策に反映させるための情報源としての役割も持つ。

[組織概要]

ルワンダでは、ナショナル・マシナリーは政府の 3 機関によって構成されている。

図 2-1 ルワンダ国のナショナル・マシナリー（国内本部機構）関係図



出典：ジェンダー関連報告書及び関係機関聞き取りより作成

ジェンダー家族推進省

1965年に女性に関する課題を担当する女性省（Ministry of Women）が設置されたが、その後首相府下に移管され、1999年にはジェンダー・女性推進省として独立した省となった。現在は子供と家族の社会福祉政策を推進する役割を担う「ジェンダー・家族推進省」となっている。その役割は、ジェンダー平等化を促進し、効果的なジェンダー主流化と社会経済の発展のために女性の参加を確実なものとするため、ジェンダー政策実施のための戦略を策定し、各セクターに対しジェンダー政策を考案し、普及を図ることに努めることとなっている。また、政府・開発パートナー間の調整枠組みである National Gender Cluster の調整役であり、議長となっている。政府内の全セクターへのジェンダー主流化を進めているが、ナショナル・マシナリーとしての MIGEPROF 職員の能力についてはまだ強化が必要である。

[MIGEPROF による主要取組み事項]

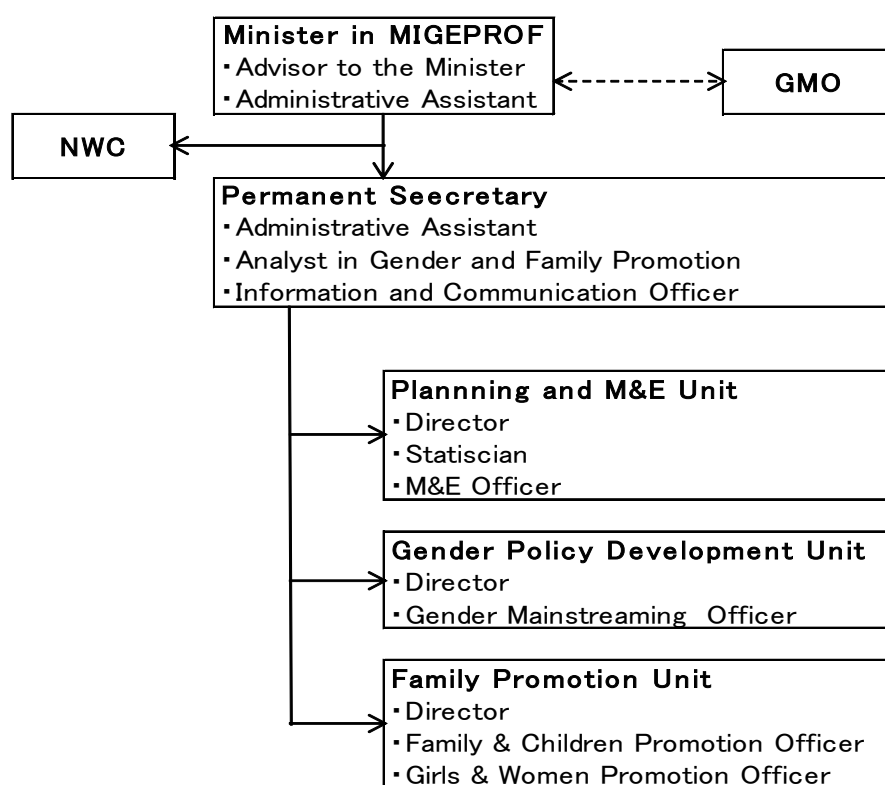
ジェンダー分野においては、ジェンダー平等化の推進の他に、ジェンダー主流化及び女性の国家社会経済開発への参加を促進するために以下のような役割を担う。

- ・ 国家ジェンダー政策の具体的な戦略計画策定
- ・ 政策の確実な実施のためのセクター間の調整
- ・ ジェンダー平等化推進のための国家、周辺地域及び国際社会におけるネットワーク作り

- ・ジェンダー平等化にかかる政策の地方行政、国家、周辺地域及び国際社会に対する発信

MIGEPROF 職員のジェンダー研修のほか、各セクター省庁や District（郡）レベルのジェンダー・フォーカルポイントに対する研修の実施。ジェンダー分析の重要性や主流化への取組みの促進。

図 2-2 MIGEPROF 組織図



出典：首相府及び関連省庁関係図より筆者作成

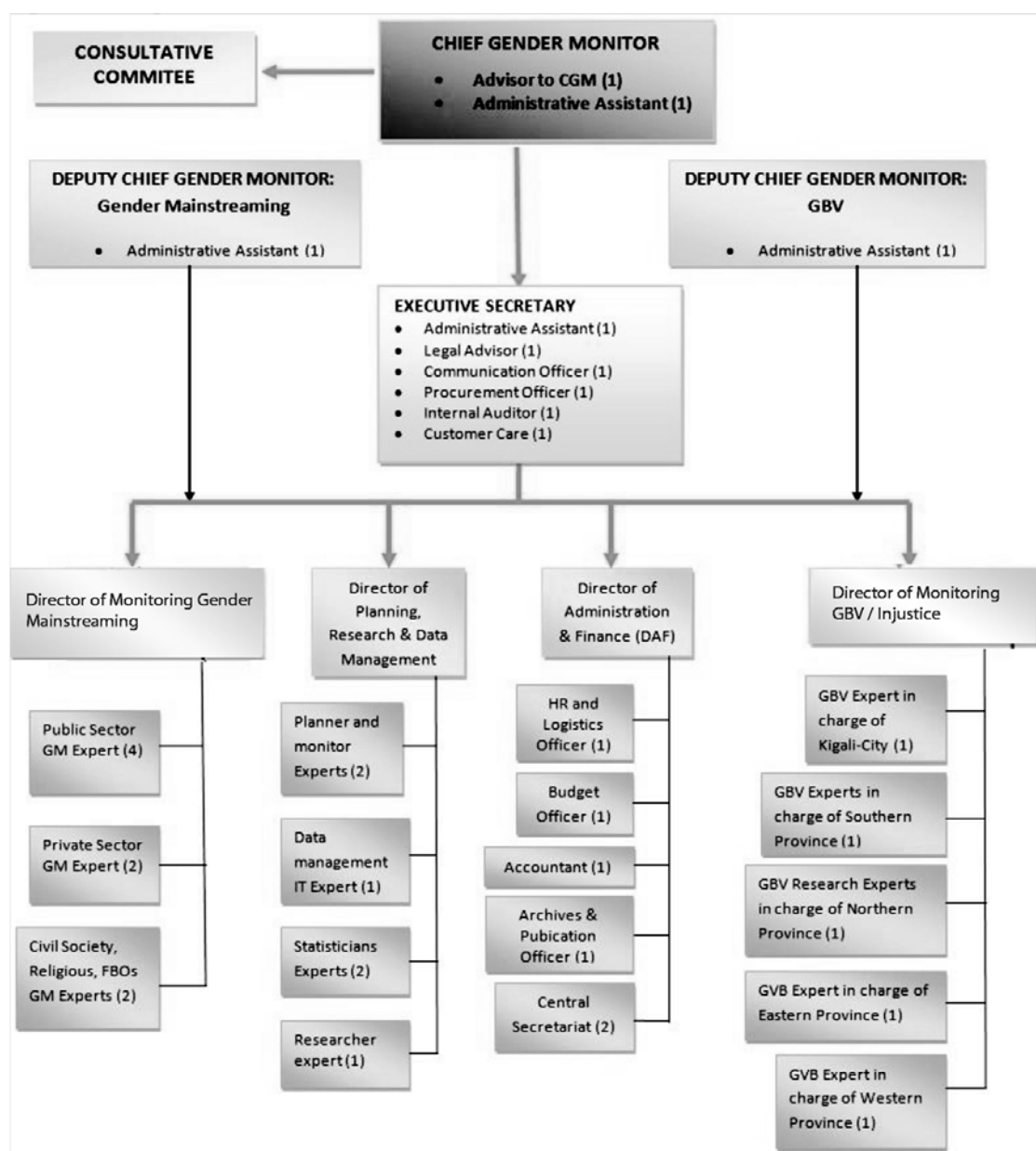
関係機関との連携を図り様々な取組みを実施しているが、ジェンダー分析や主流化への理解が(地方政府を含めた)政府内において確実に浸透しているとは言い難い。ジェンダー主流化のための枠組みや法整備などに対しても認知度が低い状態が続いている。ジェンダー課題を担当する省としては、主流化促進にかかる大きな障壁として「伝統的な価値観からの脱却」が重要であると考えている。ジェンダー課題にかかるアドボカシーや議会を通しての法整備、NWC による草の根レベルにおける女性のニーズへの対応、政府開発政策や計画・予算策定過程におけるジェンダー主流化の取組みが通常業務に統合されていくことで、理解と認識度が時間の経過とともに高まり、浸透していくことに期待している。¹²

¹² MIGEPROF 聞き取り

ジェンダー・モニタリングオフィス (GMO)

2003年憲法第183条によって設置されている政府内の独立した機関であり、その使命は、ジェンダー平等化の進捗をモニタリング・評価することである。ジェンダー政策実施状況の「監視機関」として、その政策実施にかかる透明性と説明責任を果たす義務がある。そのために関係機関から集められたジェンダー指標及び報告書を収集・分析し、国家統計局及び関連省庁との協力でジェンダー関連指標の策定・収集及び分析などを行っている。

図 2-3 GMO 組織図



出典：GMO(2010), GMO Strategic Plan 2011–2016

GMO の戦略計画(2011-2012)には、3 つの柱として、①ジェンダー主流化、GBV 及び国際的なジェンダーに関する条約や取決めの実施状況にかかるモニタリング、②ジェンダー主流化に関する情報や文書の照会対応国家機関としての役割、③GMO 自体の組織強化が挙げられている。

モニタリングに欠かせないデータの収集に関しては、GMO が NISR や研究機関、大学や開発パートナーと協力して、情報収集を行っていく必要がある。特に性別指標が不足しているため、NISR との協力関係は不可欠であり、また、政府機関への性別指標の重要性の認知及び技術的な指導を実施している。このように、ジェンダー情報の体系的な収集と分析を行っていく必要があるが、全国を網羅するには職員数には限界があることや職員及び関係者の能力強化が喫緊の課題である。組織強化のため、UNWOMEN のプロジェクトが GMO 内に入っており、ジェンダー指標収集と分析及びジェンダー主流化に関する能力強化を実施している。

全国女性評議会 (NWC)

女性のエンパワーメントを目的としたフォーラムであり、中央レベルと分権化した地方レベルにおいて存在する。女性及び女性組織の能力強化を行っており、草の根レベルにおける女性の現状にかかる情報源となっている。また、中央レベルでの女性に関する政策等の情報発信先にもなっている。

NWC の中央レベルは、総会、執行委員会及び常設事務局で構成されている。執行委員会 は Village(村)レベルまで各行政レベルに設置されており、それぞれのレベルの代表によって構成される。事務局には 11 名のスタッフが常駐しているが、District (郡) レベルに NWC の活動を担当するスタッフが配属されている。NWC は、各レベルにおける女性の声を反映するために活動しているが、地方には声を上げる自信のない女性もまだ多い。彼女たちのために研修を通して積極的な社会参加を促進する支援を行っていく必要がある。

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 教育分野

教育分野

- ・ 2003/4 年度から実施されている基礎教育の無償化により、教育機会の平等化が図られ、女子の就学率が向上している。2011 年のデータでは、就学率は男子（94.3%）よりも女子（97.5%）の方が高くなっている。
- ・ 就学率は向上しているものの、教育におけるジェンダー平等指数は、中等、高等教育と上がるにつれ、低下する傾向にあり、女子の進学率は低い状態が続いている。

[ジェンダー政策]

教育省は、2003 年に策定されたセクター政策の中で、教育の中における不平等を是正すべく女子教育を重点プログラムの一つとして位置づけ、MIGEPROF と共に「女子教育政策」を策定した。同政策に対する戦略計画は 2008-2012 では、女子の就学率、中退・留年率の改善及び高等教育への進学状況の改善を目的としている。また、国家ジェンダー政策に沿って、すべての国民に対する質が高く平等な教育の場の提供を目的として、教育政策を実施している。

ジェンダー平等指数（2006）は、初等教育では 1.00 となっているが、前期中等教育では 0.98、後期中等教育では 0.74、高等教育では 0.67 となり、徐々に低下する傾向にある。また、理工系に進学する女子も割合が少ない。学習達成度については、全国統一試験（P3 と P6 時¹³に実施）では、女子の成績が低いとの結果が出ており、また中退率の高さも課題になっている¹⁴。

初等・中等教育の無償化により就学率は向上しているが、加えて学校建設や男女別のトイレの建設などのインフラ面での環境整備もその背景にあると考えられている。就学における男女差はほとんどない。中退・留年率についても改善されているが、家庭において男子に教育の優先があることから、中退・留年は女子が多い傾向にある。女子教育で取り組んでいるプロジェクトの中に、男女別のトイレの設置や生理期間に授業についていけなくなる生徒への配慮として、生理用品の配布や、相談できる「Senior Lady」の配属を行っている¹⁵。また、中退者を少なくするために、学校間で競争させ、中退率の少ない学校を表彰するなどして、学校や地域全体で支援する環境を作っている。

¹³ P3 小学校 3 年生、P6 は小学校 6 年生（P=Primary）

¹⁴ JICA(2012)、国別基礎教育セクター分析報告書

¹⁵ MINEDUC 聞き取り及び JICA(2012)「基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書ルワンダ」より。女子が教育を継続できない理由の一つとして毎月生理の期間に登校せず、授業についていけなくなるこ

[初等教育・中等教育]

2006年に導入された「9年制基礎教育政策」¹⁶により、基礎教育はそれまでの初等教育6年間から3年追加され前期中等教育までの9年間まで拡大・無償化された¹⁷。その結果、就学者数は伸び続け、2000年に148万人だった初等教育の就学者は2011年には234万人となった。性別では、男子が115万人、女子が119万人で女子の方が多くなっている。

2011年の女子の総就学率は97.5%で男子の94.3%より高かった。これは、2003/4年度から導入された基礎教育の無償化により教育機会が拡大されたことが大きいと考えられる（基礎教育は2006年度初等教育の6年間から初等・前期中等教育までの9年間に拡大・無償化されている）。修了率については、男子の75.1%に対して女子は81.8%となっており、初等教育に関しては女子の向上が目立っている。その背景には前述した男女別のトイレの建設や、女子特有の問題への対処、またNGOなどのプロジェクトを通して女子にも平等の学ぶ権利があることなど女子・女性に対する考え方の変化が少しずつ浸透してきたことが挙げられている。

[高等教育]

高等教育における進学率は男女ともにまだ低く、2011年の進学率は、女子が5.6%で男子が7.5%であり、全体では6.6%となっている。低いながらも2004年のデータでは女子が2.0%で男子が3.3%となっており、男女とも倍以上の伸びが確認されている（男子1.4%、女子1%）。公立大学における女子学生数は約27%であるのに対して、私立では49%である（2008年）。中等教育修了試験合格率に対してその後の公立高等教育への進学率が低い。

高等教育へ進学する女子の専攻は文系がほとんどであり、理工科系を選択するのは全体の3割ほどにとどまっている。背景についての詳細な分析はこれまで行ってきていないが、伝統的に理数系は男性という固定観念があることと、医学系のように卒業までに時間のかかる科目は、結婚や出産を考慮して女性は避ける傾向にある。その解決策として、結婚や就職後に高等教育を受けられる機会の一つとして、私立の高等教育機関の夜間コースへの進学があり、女性の高等教育へのアクセスを促進するものとして期待されている¹⁸。

教育省は、女子の高等教育進学を推進するためには、「お手本（Role Model）」が必要で

とがきっかけとなっているケースが挙げられている。そのため、生理用品を備蓄し、必要な場合は着替えもできるような女子のための部屋を設けたり、学校に生理を含む女性としての体の変化などについて気軽に相談できる「Senior Lady(叔母さん)」を配属したりすることにより、女子が欠席することなく修了できるような支援をUNICEFなどの協力を得て実施している。

¹⁶ その後2012年より再度基礎教育期間は延長され、12年間となっている。

¹⁷ 制服代など通学に必要な経費は負担するケースが多い。JOCV聞き取りより

¹⁸ 2009年のMINEDUC統計によると私立高等教育機関への就学率は男子が48%であるのに対して女子は52%となっている。

あると考えており、今後は現在経験しているのは、理工系分野で成功している女性の紹介で、生徒たちが刺激を受ければと考えている。

【職業訓練・技術教育】

ルワンダでは毎年 17 万人の若者が雇用市場に入ってくるが、市場に適したスキルを学んだ若者は少ない。2010 年までに公立の技術専門学校は 12 校、公・私立合わせて職業訓練校は、106 校存在している。2007 年の統計では、技術専門学校に就学した全 11,815 名の学生のうち女子生徒は 22.5%であった(2005 年は 17%)¹⁹。EDPRS には具体的な性別の目標はないものの TVET 修了生の数を 8,250 人から 135,000 人にまで拡大することが挙げられている。

TVET におけるジェンダー不平等の課題は、職業選択に対する伝統的な考え方により、女子は裁縫、美容、事務など、男子は大工、車両整備などを選択する傾向があり、その結果として市場における正規雇用の機会や収入に男女差が生じている。特に今日のルワンダの発展に伴い、技術系の人材は雇用市場で求められている現状がある。また、女子は技能向上のための研修機会も少なく、技術の進歩とともに新たな知識や技術が必要とされる現状についていくことが難しい点も挙げられている。²⁰

ルワンダ政府における職業訓練・技術教育全般は 2008 年に設立された雇用開発局 (Workforce Development Authority: WDA) が担っている。TVET における性別データも不足しており、ジェンダー分析が十分に行われていないため、ニーズに基づいたカリキュラム作成等が必要である。また、基礎教育の場で、女子が同分野に関する興味を持つことができるような工夫も必要である。また、2008 年に策定された TVET 政策においては、ジェンダー課題の位置づけが明確ではなく、女子の雇用市場とニーズに合わせたコース設定およびカリキュラム策定など、主流化への更なる改善が必要である。

【ノン・フォーマル教育】

2010/11 年の成年識字率 (15 歳以上)は、69.7%であり、性別データでは、女性が 64.7%に対して男性は 75.7%となっている。過去の統計からも男性が女性より識字率が高くその差は常に 10 ポイント程度離れている。なお、地方政府によっては、結婚前にカップルは、基礎的な読み書きの能力がなくてはならない、としている。成人対象の識字教育プログラムが教育省によって実施されている。プログラム参加者の約 7 割が女子であるとの統計がある²¹。

¹⁹ AfDR(2008), Gender Assessment Progress towards Improving Women's Economic Status

²⁰ FAWE RWANDA(2010), Gender Analysis of the Technical and Vocational Education and Training (TVET) Policy in Rwanda

²¹ MINEDUC(2008),女子教育政策

3-2 保健医療分野

保健医療分野

- ・ ルワンダ保健セクター戦略計画では、EDPRS/Vision2020 に基づく保健政策にジェンダー視点に立った取り組みが含まれている。
- ・ 具体的な取り組みとしては、リプロダクティブ・ヘルスと HIV/AIDS というように戦略の中のプログラムを組み合わせることで、国民が利用しやすくなるようなサービスの提供方法が考えられている。また、「Performance-based Financing (PBF)」によるインセンティブにより、各保健施設が改善に向けて継続的に努力する枠組みがある。
- ・ HIV/AIDS の感染率は、女性が 3.7%と男性の 2.2%を上回っている。パートナーの理解など感染者を取り巻く環境にも対応することが求められている。

[ジェンダー政策]

ルワンダ保健セクター戦略計画では、EDPRS/Vision2020 に基づく保健政策にジェンダー視点に立った取り組みが含まれている。次年度の活動計画策定・予算編成時に GBS を作成して、全体の予算とともに提出義務がある。ジェンダー予算の項で述べたが、セクター戦略における重点プログラムをもとにジェンダー課題にかかる活動について抜粋する。作成過程において関係者間で内容を検討するが、GMO は予算策定過程においてジェンダー平等原則の観点からコメントすることになっており、どのような点でジェンダー視点が見落とされているのかを確認することができる。

基本的な保健データについては、各保健センターにおいて性別データの情報収集が行われており、統計として存在している。しかしながら、生活習慣病などこれまであまり重要視されていなかったデータが不足しており、具体的な計画策定実施を困難にしている。

保健セクター戦略の具体的な取り組みとしては、リプロダクティブ・ヘルスと HIV/AIDS というように戦略の中のプログラムを組み合わせることで、サービスを必要とする人々が利用しやすくなるようなサービスの提供方法が考えられている。例えば、女性と子供は保健施設の利用が多いので、妊産婦検診や子供の検診で保健センターを訪れた際に、マラリア予防のための蚊帳を配布している地域もある。また、妊産婦検診時に HIV の CT(counseling and testing) サービスを提供し、陽性の場合はその後の経過も含めて支援する体制をとっている。

[保健医療]

ルワンダ女性の平均余命は 2002 年の国勢調査によると 54.8 歳で、男性は 50.8 歳となっており、女性の方が高い。妊産婦死亡率は、10 万の出産に対して 476 人(2011 年)と毎年改

善傾向(2010 年は 750 人)にある。妊娠時の検診は約 65%の女性が少なくとも 1 回以上は受診しており、また、医者や看護師、助産師による出産時の立会い状況については、2011 年は 69%と 2010 年の 39%を大幅に上回る改善を見せている。この背景には、「Performance-based Financing (PBF)」というプログラムによるところが大きいといわれている。同プログラムでは、政府が指標を設定し、目標が達成された保健施設のスタッフに対して報奨が支払われることになっており、これが大きなインセンティブとなっている。

分権化されている District(郡)からの情報の利用についても検討する必要があると保健省は考えている。保健センターにはモニタリング・評価を担当するスタッフが配属されているが、District(郡)はまだ遅れており、情報の分析が追い付いていない状況であり、情報をどのように業務に生かしていくかが課題となっている。保健分野においては、他のセクターと比較して性別データは整っている方ではあるが、データの定性的分析には至っていない。ジェンダー主流化を前提としたデータ収集については今後体系的に行っていく必要があり、具体的な対策については保健省内で検討しているところである。

医療従事者数については、データベースに性別が記載されていないものもあり、この点も改善しなくてはならないが、以下のとおりである。女性の医師が少ないのは、理系に進学する女子が少ないことが原因だと考えられる。

医師	男性	534 名	女性	102 名	
看護師	男性	2500 名	女性	5610 名	(2012 年 11 月現在 保健省聞き取りより)

[家族計画]

出生率は、女性一人に対して 5.3 人(2011 年)であり、減少幅は小さいが、毎年低くなっている。粗出生率で比較すると、都市部と地方部では、5 ポイントほどの違いがあり、地方部における出生率の方が高い。また、何らかの避妊法を使用しているのは全体の 28.6%であり、2005 年の 9.6%から大幅な改善がみられる。

家族計画には男性(パートナー)側の理解が必要であるが、保健施設で説明を受けるようにカップルで保健センターに来るよう指導しても、なかなか同意を得られないことが多い。解決策として、前述した PBF が導入されており、結果として状況は少しずつ改善されている。また、PBF 以外の取組みとして、保健省は、Village(村)レベルでボランティアによって避妊法について説明するなど、コミュニティを中心とした家族計画の指導をパイロット的に行っている。2012 年は 7 つの District(郡)で同取組みを実施している。同様に、若い男女を対象としたリプロダクティブ・ヘルスに関する教育も行っている。ルワンダでは性に関する話題を公ですることは伝統的に難しいが、若年層はその壁を壊しやすいので、

早い段階で正しい知識を得ることができるよう、プログラムを実施している。

1999 年から始まった国民健康保険制度（Mutuelles）には、貧困家庭²²を含む 85%（2008）²³が加入している。貧困家庭は、政府またはドナーからの支援により保険料が免除される。保健省の指定する基本的な保険のパッケージは無料になるので、必要な保健サービスへのアクセスが容易になる。これは、男女ともに健康的な生活を送るために大きな意味を持つものである。特にリプロダクティブ・ヘルスにおいては、女性が出産に必要な医療サービスを受けることができるようになり、同分野における様々な課題の改善につながっている²⁴。

[HIV/AIDS]

14-49 歳の間の HIV 感染率は、2010 年の統計によると女性は 3.7%、男性が 2.2%で、女性の方が高い感染率となっている。全体の感染率は 2005 年のデータも同率であり、改善の必要がある分野である。対策として、政府は、「The National Accelerated Plan for Women, Girls, Gender Equality and HIV 2010-2014」を立ち上げ、国内外のステークホルダーとともに、ジェンダー平等化に資する HIV 対策に取り掛かっている。HIV におけるジェンダー課題としては予防や治療へのアクセスの問題が大きい、その背景にパートナーである男性との関係が大きく影響している。GBV 被害の結果として HIV に感染したり、女性は性交渉や妊娠などの問題に対して男性の支配下にあることが多い。予防や治療に対するパートナーの理解は不可欠であるが、問題は大きい。また、家族に感染者がいる場合はその介護に女性が追われることが多く家事の負担または学習時間の短縮など、社会的な面における負のインパクトも指摘されているところである。HIV という病気そのものだけではなく、HIV 感染を取り巻く要素すべてにジェンダー視点を以て取組む必要がある、としている。

リプロダクティブ・ヘルス同様、HIV 検査には女性のみではなくパートナーである男性の受診も重要である。保健省ではカップルの受診を強く進めているところである。また、保健省によるコンドーム使用のキャンペーンが 2005 年に実施された結果、2008 年の有病率は、女性が 3.6%から 2.98%に減少したとの報告がある。

アフリカ開発銀行の報告書²⁵によるとジェノサイド生存者の中の 16,000 人の女性は、混乱の中での性犯罪により HIV/AIDS に感染し、支援を必要としている。ジェノサイド生存者たちを支援する団体などは、彼女たちに対して、必要な薬剤の配給などの支援のほか、収入向上など、日常生活を送るための支援が必要である、と指摘している。

²² 貧困家庭は、政府の貧困削減スキームのために作成された貧困家庭の分布地図やコミュニティにおける意思決定によりきめられる。

²³ MINISANTE (2010)、Rwanda National Health Insurance Policy

²⁴ GMO(2010)

²⁵ AfDB(2008)

3-3 農業分野

農業分野

- ・ ルワンダ国においては人口の 9 割以上が農業セクターに関わっており、農業は主要産業の一つである。
- ・ 農業分野のジェンダー課題は、第一に換金作物の栽培から販売までの過程に女性の意見が反映されないこと、次に農業を営むためのクレジットへのアクセスが女性にとって難しいこと、そして最後に協働組合への女性の参加が難しいことが挙げられる。また、伝統的に農業生産・収穫及び販売などの一連のプロセスにおいて男女の役割がはっきりしており、女性は栽培の様々な過程に関わっているにもかかわらず、販売による収入をどのように使用するかについての決定権は持たないことが多い。
- ・ 土地法の改正により女性の土地所有が認められるようになったが、地方においては反発もみられ、まだ機能していない部分があることが指摘されている。

[ジェンダー政策]

農業セクター戦略計画にはジェンダーの項目が含まれており、同計画に沿ってセクターにおけるジェンダー主流化が促進されることになっている。MINAGRI では、省内関係者の人材育成の一環として計画局を中心にジェンダーに関する研修が実施されている。地方で活動する(獣医師なども含む)農業普及員もジェンダーに関する研修を受けることになっている。活動計画や研修の実施は、セクター政策に基づきそれぞれがジェンダー課題と関連付けられ一貫して行われなくてはならない。ジェンダー課題が当該分野とかい離れたものにならないよう、内容を検討し、すべての関係者とも調整しながら実施されるよう配慮されている。また、案件形成の際には男女別のデータを常に引用するようにしており、必要な統計情報は収集するようになっている。データは、案件形成、モニタリング・評価とプロジェクトのサイクルに必要なものであるという認識は関係者間で共有されている。

[農業分野におけるジェンダー課題]

現状における農業分野のジェンダー課題は、第一に換金作物の栽培から販売までの過程に女性の意見が反映されないこと、次に農業を営むためのクレジットへのアクセスが女性にとって難しいこと、そして最後に協働組合への女性の参加が難しいことが挙げられる。その背景として、女性は家事に追われて社会的な参加が物理的に困難であること、女性の教育レベルが低く読み書きが十分にできず、夫や家族の中の男性が決定権を主張することなどが挙げられている。農作業においては、女性が栽培から収穫に至るまで様々な作業を担当するにもかかわらず、販売及び収入にかかる部分は男性が支配している状況は続いている。各組合に対しては、女性の参加を促進しているところである。組合長に選ばれる女

性の数はまだ少ないが、家事などで外部との交渉に時間が割けないことが大きな原因であると考えられている。

また、ルワンダでは、伝統的に農業生産・収穫及び販売などの一連のプロセスにおいて男女の役割がはっきりしている。男性は力仕事を中心に行い、女性は栽培の様々な過程とマーケティングや販売などを行う。ただし、女性が販売による収入をどのように使用するかについての決定権は持たないことが多い。政府の「One Cow Per Poor Household (HEIFER)」プログラムは、伝統的に常に男性に属する牛を女性に与えることで、コミュニティにおける文化・社会的な価値観の変革にも貢献することが期待されている。プログラム自体は、貧困世帯に対して、牛を無償で提供し、それをリソースとして収入向上を図るものである。GMOはこのプログラムをジェンダー課題の「ベストプラクティス」の一つとして紹介している。この取組みにより、伝統的な資産に対する所有の平等化に加え、女性が資産を自身の意思により管理し収入を得られる道が開けたことが挙げられている。また、この変化は家族だけではなく、コミュニティ全体にジェンダーに対する考え方に対して影響を与えたとしている。

[農村における女性の状況]

農業はルワンダの主要な産業であり、人口の9割近くが農業に関連した仕事に従事していると言われている²⁶。女性は農作業の7割近くを担うとともに、家事にも多くの時間を取られている。女性に関わる分野は多岐にわたるが、主に養豚や養鶏などの他、自家消費用の作物及び換金作物の栽培において主要な役割を担っている。また、農作業の傍ら、伝統的な籠や陶器作成、刺繍や食品加工などを行い、収入向上に結び付けている。

アフリカ開発銀行の2008年の報告によると²⁷、ルワンダでは約50のアグリビジネスが操業しており、中には女性の花や野菜、フルーツなどを生産・販売している例もある。グーズベリー生産が有名になっているが、女性によって生産されたベリーをヨーロッパなどに輸出している。

[農地所有権]

2005年に土地の利用と管理に関する法律が見直され、土地の所有に関して男女の権利は平等になるよう見直しが行われた。これは、女性にも土地の所有が認められ財産として活用できるようになった。女性は、土地を担保として借入れが可能になった。土地に関する法整備や政策におけるジェンダー主流化は着実に進められているが、現実には機能して

²⁶ CIA World Factbook(2012)

²⁷ AfDR(2008), Gender Assessment Progress towards Improving Women's Economic Status

いない部分もある。コミュニティにおける伝統や文化に裏付けられたものの考え方を変えていくには、反発も見られ、状況の改善には時間が必要な状況である。

3-4 経済活動分野

経済活動分野

- ・ 政府は、女性の経済的エンパワーメントを貧困削減の視点から捉えて、女性の経済参加は国家開発に大きく貢献するとしている。そのため政府主導の貧困削減プログラムの参加を男女平等にし、女性の経済的な自立を支援するほか、家庭内における資産管理の平等化などについても学ぶ機会を提供している。
- ・ 女性の雇用率は86%であるが、農業以外の就業機会は少ない。そのため、自営や起業などへの支援が推進されており、女性に限定した「保証基金（Guarantee Fund）が政府により創設され、小規模融資が受けやすい環境が整えられている。
- ・ ルワンダにおける民間セクターはまだ小規模であり、女性の進出も少ない。

【ジェンダーに関する国家の取り組み】

ルワンダにおける伝統的な家父長制度は、男性が常に稼ぎ手として女性よりも経済的に優位に立っていた。有給雇用においても男性が独占している状況では女性は常に男性に依存しなければならない。政府は、女性の経済的エンパワーメントを貧困削減の視点からとらえ、女性の経済参加は国家開発に大きく貢献するとし、経済活動分野におけるジェンダー主流化もVISION2020及びEDPRSに横断的課題として位置づけられている。

「High Intensive Labour (HIMO)」プログラムは、国家の開発プログラムの参加を男女平等に振り分けて実施されるものである。参加により得られる収入以外にも家族計画、貯蓄、子供たちが平等に教育を受ける権利や家計の夫婦による管理などを学ぶことができる。このプログラムは、女性の経済的な自立を支援するばかりではなく、これまでは男性が行ってきた家計をはじめとした資産などの管理についても女性の意見を反映させやすい環境づくりに貢献してきた。

【雇用労働・雇用機会】

2010年の15歳以上の雇用率は、女性が86%で男性が84.5%である。この数年は1-2ポイントの間の増減が繰り返されている。世帯別にみると女性が世帯主である場合はその9割が農業に従事しているのに対し、男性が世帯主である場合の割合は67%になる。女性は農業以外の職業に就く機会は少ない²⁸。男性が農業以外に就業する割合が大きくなると女性の農業従事者が増える傾向にある。

²⁸ NISR(2012), EICV3

女性の雇用を促進するため、女性を対象とした研修を実施する機関に対して技術的・財政的な支援をすること、及び草の根レベルにおける女性のためのプログラムを策定することが政府の雇用政策の中の 2 つの柱として挙げられている。特に自営や起業を通して、持続可能な解決の道を開くことの重要性を述べている。

労働法によると、女性の産休は 12 週が有給で認められている（最初の 6 週間は、全額支給、後半の 6 週間は仕事を再開するか、給与の 20%を受け取るかのどちらかを選ぶことができる。なお、出産した日から起算して 12 か月は、毎日 1 時間授乳のための休息を取ることができる。また、産休の後半の 6 週間で仕事をするを選んだ場合には、その産休期間中、授乳の度に毎日 2 時間の休息を取ることができる。

[マイクロファイナンス]

女性の経済的エンパワーメントの基礎となるプログラムに、政府による小規模融資が挙げられる。ルワンダでは、女性に限定した「保証基金（Women's Guarantee Fund）」を設立し、小規模融資が受けやすい環境を整備した。これまで、女性たちは、銀行の窓口で不慣れな手続きを経なければならず、書類を揃えることもままならないことが多かった。また、「女性銀行」は、Union des Banques Populaires du Rwanda (Rwanda People's Banks)の中に作られた女性を対象とした銀行で、小・中規模企業に投資するためのクレジットを提供している。

このようにマイクロクレジットは、ルワンダ社会に浸透してきているが、女性の経済的エンパワーメントの視点からは、以下のような課題がアフリカ開発銀行（African Development Bank: AfDB）によって分析されている²⁹。

- ① 多くの女性がクレジットをまだ危険なものともみなしている
- ② 女性が経済面において意思決定をすることが浸透していないため、ローンを組むことをリスクと感じている
- ③ 女性は担保となるものを持っていないことが多いこと
- ④ 女性のニーズに合わせて柔軟に対応できるクレジットをマイクロクレジット機関が開発する能力が低いこと
- ⑤ 女性の社会的な地位の低さや文化的背景によるあきらめ
- ⑥ 無償プログラムに対するジェノサイド後の支援慣れ

なお、2007 年には国家マイクロファイナンス政策実施計画が策定された。ジェンダー配慮は若者への配慮とともに、具体的な成果として記載されている。マイクロクレジット機関はジェンダー課題を理解し、女性のニーズに合った、利用しやすいクレジットを開発し

²⁹ AfDR(2008)

て行くことなどが挙げられている。

[民間セクター]

ルワンダにおける民間セクターはまだ小規模である。また、女性がオーナーとなっている企業については正確な数字を得ることは難しい³⁰。中小企業(Small and Medium Enterprise、以下 SME)に関しては世界銀行が 2004 年にルワンダにおける SME のレビューを行っている³¹が、これによると 41%は女性によるものである。小売業が全体の 47%を占め、次にサービス業と手工芸が 9%で続いている。具体的には、アグリビジネス、食品加工、手工芸、仕立てなどがある。手工芸に参加しているのは女性がほとんどで、手編みの籠製作や編み物による製品が多い。SME における課題は、第一に資本の確立であり、クレジットへのアクセスは不可欠であるがまだ難しいこと、次に市場が限られていること、そして、原材料が手に入りにくいことである。女性にとっては、融資へのアクセスが一番の課題であり、次に徴税システムが挙げられている。

NWC が草の根レベルにおける女性の起業支援として研修やセミナーなどを実施している。また、女性企業家協会は民間セクター連盟に属し、1999 年から活動を始めている。女性がビジネスを始めるのに必要な ICT や帳簿作成などの基礎的研修を実施している。現在 1500 名の会員がいるものの、2011 年までは効果的な活動が実施できずにいた。今後は、政府関係機関とも協力し、District(郡)レベルにおける活動も積極的に展開していく予定である。ルワンダでは小規模の農産物や工芸品の販売も多いが、このようなビジネスも含めて女性の経済的エンパワーメントに寄与する戦略を立てていく予定である。

3-5 ICT 分野

ICT 分野

- ・ 「国家情報・通信インフラストラクチャー計画」ではジェンダー平等が明記されており、学校教育などにおける ICT 教育の充実や地方における女性を対象としたノンフォーマル教育の重要性などが指摘されている。
- ・ 性別データによると、コンピューターをこれまで使用したことがある男性は 7.3%であるのに対して女性は 5.5%であった。使用歴のある者の内、コンピューター知識があると答えたのは、男性 5.0%で女性が 3.0%となっている。

³⁰ RDB では性別の企業家データは現時点ではないとのこと(登録の際の生データは存在する)

³¹ World Bank(2004), Review and Assessment of Micro and Small Scale Enterprises (MSSEs) in Rwanda. Discussion Paper 2004

[政策]

ルワンダ政府は 2020 までに全行政レベル(最下層は Village)において、かつすべての小中学校にインターネットアクセスが可能になることを目標としている。ICT は、資源の乏しい国家において雇用促進や経済開発のカギを握る重要な分野と位置付けられている。

「国家情報・通信インフラストラクチャー計画 (National Information Communication Infrastructure Plan : 以下 NICI)」は、政府による ICT 政策であり、2000 年から始まった計画は現在フェーズ 3 である。NICI2 では、ジェンダー平等が明確に記載されており、学校教育などにおける ICT 教育の充実や地方における女性を対象としたノンフォーマル教育の重要性などが指摘されている。ICT 分野における女性の進出を促進するため、MIGEPROF は、教育省など関係省庁と協力し、取組みへの具体的な計画策定への助言やキャンペーンなどを実施していくことが含まれている。

EICV3³²によると、ルワンダ内の大部分の世帯は、コンピューター、携帯電話、テレビやラジオなどの ICT 機材のいずれかを所有しているとのことである。しかしながら、インターネットアクセスが可能な地域は、首都キガリでも 19.2%の世帯に限定されている。国民の 9 割以上はコンピューターを一度も使用したことがない。性別データによると、これまで使用したことがある男性は 7.3%であるのに対して女性は 5.5%であった。使用歴のある内、コンピューター知識があると答えたのは、男性 5.0%で女性が 3.0%となっている。携帯電話の普及に関する性別のデータは存在していないが、世帯単位での調査 (EICV 3) では、ルワンダ全体で 45.2%が所有しており、特にキガリでは 79.6%と非常に高い普及率となっている。

3-6 平和構築・ガバナンス分野

平和構築・ガバナンス分野

- ・ ルワンダにおいては、1994 年のジェノサイド及びその後の復興期を通して、女性の貧困が大きな課題となった。紛争による寡婦が多く生まれ、ジェノサイド直後は約 70% が女性世帯主であったという統計がある。
- ・ 政府及び CSO によるジェノサイド後の寡婦支援は、ルワンダ国のジェンダー主流化への積極的な取組みの土台となっていると指摘されている。
- ・ 草の根レベルにおいては、女性を中心としたジェノサイド生存者たちのグループが、地域社会における和解に向けて女性がコミュニティ活動に積極的にかかわっていくことを支援し、地域における復興と民族の共存を目指してきている。

³² EICV3Thematic Report-Utilities and Amenities

[政策]

女性は、紛争時において一番の被害者になると同時に、紛争後の復興及び平和構築過程において重要な役割を果たす。ルワンダにおいては、1994年のジェノサイド及びその後の復興期を通して、女性の貧困が大きな課題となった。紛争による寡婦が多く生まれ、これまでとは違って家族を養っていく立場に追い立てられた。ジェノサイド直後は約70%が女性世帯主となっていたという統計がある³³。紛争中、女性は性犯罪のターゲットとなり、当時13-35歳の女性のうち約30%が被害を受け、その多くがHIVに感染し、心身ともに大きなトラウマに苦しむことになった。先述したが、約16,000人の女性生存者はHIVウィルス感染が確認されており、継続的な支援が必要な状況である。

「女性、平和及び安全保障」に関する国連安保理決議1325/2000に対してルワンダでは行動計画を策定し、武力紛争における女性の保護や紛争予防、解決及び平和構築に女性が積極的に参加することを進めていくことを確認している。政府による復興・平和構築プロセスへの女性の積極的な参加促進は、1996年に国会の女性議員によるルワンダ女性議員フォーラムの設立により、政策として反映されることになった。

[女性グループの役割]

紛争後に女性たちは自ら集まって、相互補助のメカニズムを築き上げた。政府、NGOや国際機関の支援を受け、紛争後の復興と平和構築プロセスに参加するため、女性の立場から意見を表明した。その結果、女性への性的暴行は、ジェノサイドにおける人道に反する罪の一つとして位置づけられた。

また、紛争後に寡婦となったり、夫が戦争犯罪を問われ服役したケースなど、女性が家族を養わなくてはならない立場におかれ、女性は農業・非農業セクターにおける収入向上活動に関わるが多くなった。政府は、女性グループのPRO-FEMME TWESE HAMWES(通称: PRO FEMMES)やジェノサイドによる寡婦協会(AVEGA)による支援は、民族や政治的な相違に関わらず実施し、寡婦、孤児を含めた紛争によって社会的弱者になった人々に対する救済を行った。

94年のジェノサイド後の精神疾患患者であるが、調査によると国民の28%が程度の差はあるが精神的な問題を持っていると考えられている。政府の対策として、毎年4月にあるCommemorate dayにおける様々なイベントを通して、解決方法を模索する、また精神科のクリニックでの治療などが行われている。専門施設についてであるが、以前はキガリにのみあったが、現在はDistrict(郡)レベルにも開設されるように進めている。女性や子供が特に大きな被害を受けているということである。

³³ AfDR(2008), Gender Assessment Progress towards Improving Women's Economic Status

[寡婦支援]

政府及び CSO によるジェノサイド後の寡婦支援は、ルワンダ国のジェンダー主流化への積極的な取り組みへの土台となっているとの見方が多い。NWC や AVEGA など草の根レベルで女性を支援する組織は、ジェノサイドによって心身ともに傷ついた女性たちへの支援を積極的に行った。当初は、緊急援助的な物的支援が多かったが、その後、彼女たちの生活基盤を築いていくため、生計向上など長期的な取り組みへとシフトしていった。

政府は、寡婦たちが紛争後の国づくりに積極的にかかわることができるよう意思決定機関への参加を含め、あらゆる分野で参加を促してきた。Gacaca(ガチャチャ)³⁴では、寡婦が判事を選ばれることが多かった。また、地域社会における和解は、ジェノサイド生存者たちのグループがコミュニティ活動に積極的にかかわり、復興と共存を目指してきた。

3-7 ジェンダーによる暴力 (GBV)

ジェンダーによる暴力 (GBV)

- ・ 2008 年にジェンダーによる暴力 (GBV)に関する法律が採択され、それまで裁かれることが少なかった女性に対する暴力が罰せられることになった。2011 年には国家 GBV 政策が策定された。
- ・ 警察に報告された GBV の件数は増加傾向にあり、中でも夫による妻に対する暴力がその大半を占め、2009 年には 388 件だったものが 2010 年に 430 件となった。
- ・ MIGEPROF を中心とした GBV 対策委員会が設置されており、District (郡) レベルで性的被害を受けた被害者への対応策など研修を実施している。保健省や警察など関係機関と連携して対応する仕組みが構築され、啓蒙キャンペーンが継続的に実施されている。

[政策]

政府は、ジェンダーによる暴力 (Gender-Based Violence : (GBV)に関する法律を 2008 年に採択した。それまで裁かれることが少なかった女性に対する暴力もこの法律をもとに罰せられることになった。2011 年には国家 GBV 政策が策定された。同政策によると、警察に報告された GBV の件数は、増加傾向にあり、中でも夫による妻に対する暴力がその大半を占め 2009 年には 388 件だったものが、2010 年に 430 件となった。

MIGEPROF を中心とした対策委員会が設置されており、District (郡) レベルで性的被害を受けた被害者への対応策など研修を実施している。保健省や警察など関係機関と連携する仕組みが構築されている。また、同省による啓蒙キャンペーンを継続的に行っている。

³⁴ジェノサイドに関する罪をコミュニティにおいて住民が裁く制度。伝統的な仲裁システムを利用したものである。

Parent Evening というイベントは、Village（村）において夫婦が集まっているいろいろな課題について気軽に話す機会を設けている。日常ゆっくと話すことのできない夫婦の間の会話を促すことで、家庭内のもめ事を予防する、という目的を持つ。

女性に対する暴力の被害者への支援のため、防止メカニズム及び支援サービスのスケールアップが必要という指摘がある³⁵。

4. JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状と事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

4-1 JICA 事業におけるジェンダー主流化の現状

日本政府の対ルワンダ援助の基本方針は、同政府の掲げる MDGs と VISION2020 の目標達成を支援するため、援助国間の役割分担を踏まえて、「経済基盤整備」、「農業開発(高付加価値化・ビジネス化)」、「社会サービスの向上(安全な水の供給)」、「成長を支える人材育成(科学技術教育・訓練)」を重点分野としている。

本調査においては、すでに終了している 2 案件を含む 4 案件の報告書の分析と青年海外協力隊員（JOCV）を含む JICA 関係者からの聞き取りを通して、JICA 協力案件におけるジェンダー主流化にかかる現状の確認を行った(表 4-1 参照)。

ルワンダ政府のジェンダー主流化政策に関しては、その積極的な取り組み姿勢に対しての認識度は高かった。例えば、学校教育の現場からは、教師に対するジェンダー研修の実施や生徒たちのジェンダー意識の高さが報告された³⁶。また、District（郡）レベルにおける行政官の配置については各部局の長は男性が多い傾向があるものの、各セクター担当の専門職員を含め、行政官の能力に男女の差はなく、C/P に対しても特に男女差への配慮の必要性を感じさせないことが多い、との意見が多かった。ただし、日常的には社会的な男女の役割に対する固定的な考え方は残っており、一般市民におけるジェンダー意識は伝統的な価値観と並行する形で存在しているとのことである。

各プロジェクトにおいては、当該分野におけるジェンダー課題は確認されており、また、日常業務を通してジェンダー課題に対する観察は継続的に行われている。しかし、ジェンダー研修が活動として位置づけられている「東部県農業生産向上計画」プロジェクト以外では、ジェンダー主流化についてプロジェクト内で収集される情報をもとに更なる分析が

³⁵ MIGEPROF(2009), Evaluation of the Implementation of the Beijing Declaration and Programme of Action

³⁶ JOCV 理数科隊員からの聞き取り。

望まれるところであり、さらに得られた情報をもとに C/P を含むプロジェクト関係者間での共通認識につき確認していくことは可能だと思料する。

「東部県農業生産向上計画」プロジェクトでは、ルワンダ政府の農業戦略におけるジェンダー主流化の取組みについて確認すると共に、プロジェクト対象地域におけるジェンダー状況に関するベースライン調査を実施している。これらの情報をもとに、生産向上の一要因としてジェンダー主流化を進めるため、ジェンダーに関する研修を実施しているところである。家庭における男女の役割や農業生産における男女協働など、生活全体の改善や農作業における効率化に関する研修を通じた個人の意識・行動の変化により直接・間接的に生産向上に結び付ける努力が重ねられている。報告書によると、ジェンダー研修の評価として、参加者の意識の変化が確認されている。具体的には、「家事を男女が協働することで家庭内の仕事の時間が節約され、新たに創出された時間は組合活動や新たな農地の開墾に使われる等、農業生産向上への条件作りに振り向けられている」とのことである。また、夫婦間の争いごとや暴力が低減傾向にあることも確認されている。従来、米は男性の作物、という意識が強いコミュニティにおいて、女性はコメ生産による便益にあまりアクセスできなかったが、研修により女性も関与できる機運が生まれ、その結果、女性の稲作活動参加へのモチベーションが高まっているとのことである。同プロジェクトについて MINAGRI のジェンダー担当者からは、研修機会の平等や草の根レベルにおけるジェンダー意識の向上などに対して評価が高かった。地方においては、男女の役割に対する固定観念がまだ強いことから、本案件が農業分野におけるジェンダー主流化の取組みに貢献することが、期待されている³⁷。

³⁷ 農業省聞き取りより。

表 4-1 JICA 協力案件におけるジェンダー主流化状況

重点課題	協力プログラム	案件名	期間	プロジェクト目標	主な活動	ジェンダー関連活動	当該分野におけるジェンダー課題	プロジェクトにおけるジェンダー課題
農業開発 (高付加活化・ビジネス化)	付加価値農業ビジネス振興プログラム	東部県農業生産向上計画	2010-2013	プロジェクト対象の生産者組合が、対象地域における農業普及環境の向上を通じて、水稻及び園芸作物の生産を高める	水稻栽培、園芸作物栽培、組織運営に関する研修の策定及び実施とフォローアップ	ジェンダー研修の実施 「ル」国政府の取組み、資源へのアクセスの課題、男女の役割、組合活動とジェンダー、男女協働など	農業： ・土地、肥料、クレジットなどへの女性のアクセス制限 ・各組合における女性の意思決定参加	・作物生産および販売にかかる男女の役割 ・研修及び組合活動への女性参加促進 ・プロジェクトにおけるジェンダー配慮とは何か、という定義付けに関する関係者間の共通認識の情勢
社会サービスの向上 (安全な水の供給)	水衛生改善プログラム	イミドゥグドゥ水・衛生改善計画	2007-2010	プロジェクトサイトにおいて給水事業運営維持管理体制と衛生啓発活動実施体制が改善される	給水事業運営の改善、地方給水事業における水源及び水質管理体制構築、関係技術職員の能力強化及び水利組合の組織運営強化、衛生普及活動の改善と関係者間の連携促進	特になし	水・衛生： ・水汲みなど女性の負担 ・衛生普及における女性の役割	・水利組合における女性の意思決定参加
成長を支える人材育成 (科学技術教育・訓練)	科学技術教育・訓練プログラム	トゥンバ高等技術専門学校強化支援	2007-2012	TCTが産業・社会のニーズに適合した実践的な高等技術者育成課程(AIコース)の教育・訓練を行うTVET機関となる	訓練内容の整備と関係者への研修、カリキュラム・シラバス改善と使用教材の管理体制強化、教職員の能力強化と学校運営改善(中長期的取組み含む)	特になし	TVET： ・伝統的な男女の職業に対する固定概念に基づく研修コース ・科学技術分野における女性の進出	・就労状況に関する男女差
		障がいを持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援	2011-2014	技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の就労が実現される	技能訓練実施にかかる資機材の整備及び人材育成、技能訓練内容の改善、情報整備など就労支援	特になし	障がい者： ・特別なニーズへの低いプライオリティ ・労働市場から疎外	・社会的弱者の家庭や地域における役割(コミュニティにおいての存在意義)

4-2 事業の計画・実施・評価に際し留意すべき配慮事項

(1) ルワンダ政府のジェンダー主流化政策・戦略への理解と課題に対する関係者間の共通認識の醸成

先述したように、ルワンダ政府は、ジェンダー主流化を国家開発計画の中で横断的な課題として位置づけ、必要な枠組み作りと法整備に積極的に取り組んできている。94年のジェノサイド後の新たな国づくりと平和構築の過程の中で、ジェンダー政策は「紛争後の社会的弱者である女性支援」から、国家の発展のための社会基盤に不可欠な「ジェンダー平等」という積極的な思考へと移行していると考えられる。

主流化の具体的な取組みとして各セクター政策・戦略策定にジェンダー配慮が統合されている。また、その政策・戦略に沿った形で各省庁及び District（郡）には、年間計画・予算の策定が義務付けられている。具体的には、大統領との間で取り交わす「Performance Contract」にはジェンダー課題も含まれており、具体的な目標を以てジェンダー平等の推進に取り組むよう中央・地方政府は義務付けられている。そして、Gender Budget Statement を毎年の予算計画書に添付書類として提出しなくてはならず、担当者は当該分野にかかるジェンダー平等に関する課題への知識が能力として求められている。

ジェンダー主流化という視点からは、まず、一般的なジェンダー課題への理解とともに、ルワンダ政府の同取組みと(セクター担当・プロジェクト関係者に関しては)当該プロジェクト及びプログラムにおけるジェンダー課題に対する認識の醸成が必要である。しかし、ジェンダー課題に直接取り組む案件以外では、保健や教育のような社会セクターを除いて、プロジェクトの問題分析の段階で抽出される課題がジェンダー課題に関わらない限り、プロジェクトと当該分野におけるジェンダー課題の関係性が明確にならないため、関係者間の共通認識は醸成されにくい状況である。

社会的な課題として、ジェンダーと「フェミニズム」が混同されている状況がある。女性の地位向上支援は男性側の社会的地位を引き下げるものと考え、ジェンダー平等推進なのに「女子・女性」への支援が中心であることへの不満を持つ男性はいまだ多い。また、伝統的価値観からこれまでの生活の変化を望まない女性もまだ多く、政府のメッセージが国民全体に共有されるまでには時間が必要である。政府関係者の聞き取りで共通しているのが、このような「Mindset」からの離脱であり、価値観の変化には時間がかかることは認識されている。

ジェンダー主流化が、国際社会において普遍的なアプローチとして共有されている現在、JICA 支援の取組みとしては、前述した当該分野におけるジェンダー課題への認識醸成を基礎として、各セクターにおけるジェンダー政策・取組みの確認とプロジェクトへの反映が求められる。また、ルワンダのように政府の取組みが進み、女性の社会への進出も認められる一方で、伝統的な家父長制度の価値観が残存するような状況においては、（特に地方における）案件実施の際に、社会・経済において日常的に様々な役割を担う女性への裨益を考慮しなくては、案件成果が減少する可能性も指摘される。

そのためには、案件実施段階においてジェンダー課題に対応するというだけでなく、案件形成時に、当該分野・担当地域におけるジェンダー課題を分析し、裨益者のジェンダーバランスについても確認しておく必要がある。具体的には、ジェンダー担当省庁のジェンダー担当者やプロジェクトの対象地域に地方が含まれている場合は District（郡）のジェンダー・フォーカルポイントに当該課題を確認することが必要である。その際担当者の経験が浅いまたはジェンダー主流化に対する理解が十分でない場合は、当該分野における一般的なジェンダー不平等の問題につき意見交換を通して共通意識の醸成を図るなど、課題を全体的に捉えておくことは重要である。関係者間でジェンダー平等化に関する理解を深めることは、ルワンダ政府のジェンダー主流化への取組みを直接・間接的に支援していくことになると思料する。

また、各国で実施されている案件を通して蓄積されている JICA のジェンダー主流化への取組みの経験から、類似した地域や分野の教訓などを共有し、案件形成に生かしていくことも一案である。

(2) ジェンダー分析の必要性和能力強化

ルワンダのジェンダー平等政策が浸透していくとともに、主流化にかかる技術的な課題も指摘されるようになってきた。ナショナル・マシナリー機関から共通して指摘されているのは、男女別データの不足である。教育や保健分野においては、性別データの蓄積は以前より実施されており、性別の分析は比較的容易になっている。他分野においても元データに性別の記載があっても、統計として性別に分析されることがほとんどなく、ジェンダーにかかる数値的な分析が大きな課題となっている。現在 GMO は NISR と協力し、性別データの収集と分析を進めており、国家の統計にかかるデータ収集・分析の際に男女別で行うよう、政府関係機関に指導しているところである。開発パートナーによる支援事業も同様であり、事業実施の際に性別データの収集と分析をカウンターパートと一緒に実施することで、ジェンダー課題に関する意識が深まるとともに政府とデータの共有が可能になる。このようなプロセスの蓄積が、政府職員のジェンダー主流化にかかる能力強化に結び

付くことが期待される。

開発援助事業においてジェンダー配慮を行う際には、計画段階で、現地の社会調査に基づき、ジェンダー課題を把握し、男女への聞き取りを行うとともに双方へ裨益をもたらす計画策定を行うことが望ましい。また、実施段階では、住民男女の参画を促し、ジェンダー格差を改善するようモニタリングを行うことが望ましい。

また、ルワンダ国においてジェンダー平等や女性のエンパワーメントを目的とする事業を実施する場合は、家庭内暴力という緊急課題に対応する活動が不可欠であろう。とくに、家庭内暴力や性暴力被害者支援の連携ネットワークの構築と能力強化については、JICA の他国での経験と知見を生かした支援を考慮できよう。

(3) 他ドナーとの調整

ルワンダにおいては、ジェンダー平等化支援のための政府・開発パートナー間の調整に関する話し合いの場として **National Gender Cluster** が設置されている。2004 年から始まったこの調整枠組みは、**MIGEPROF** を議長となり、全政府機関とジェンダー課題及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトを実施する開発パートナー、**CSO** 及び民間セクターの参加によって、政府のジェンダー平等化取組みを支援している。

各開発パートナーの支援内容については表で示すとおりであるが、政府のジェンダー主流化推進に対する能力・組織強化には国連機関の支援が入っている。また、ジェンダーによる暴力に対しては、国際機関・2 国間援助及び **CSO** などが **MIGEPROF** や **MOH** など関係機関と協力して実施されている。

教育分野に関しては、高等教育や科学・技術系への女子の進学率向上のための取組み支援が世界銀行などによって実施されているところである。**JICA** の中等理数科教育強化 (**SMASSE**) や高等技術専門学校強化支援において、援助の分業化 (**Division of Labour, DoL**)³⁸ が採用されているルワンダにおいては、支援の重複や欠落を避ける努力がなされているが、同分野におけるジェンダー平等化を実施する開発パートナーと情報共有することにより効果的な支援につながる可能性もある。

現在、ジェンダー主流化への支援は国連が中心となって行っていることは前述したとおりであるが、地方行政レベルでは人材の能力強化は引き続き優先的な課題である。特に **District** (郡) レベルにおけるジェンダー予算策定のための能力強化は、導入 3 年目に入り、**MINECOFIN** が実施する「実施状況調査」によって今後課題も明らかになるところ、分野別及び地方におけるジェンダー予算策定の「質」向上に関する能力強化が必要になってくる。また、女性の労働が農業に集約されていることから、アグリビジネスや起業など女性の経済的エンパワーメントを通じて生計向上を図り、**Village** (村) レベルにおけるジェンダー平等への具体的支援は有効であると思料する。なお、ジェンダー主流化の課題は価値観の変化を伴うものであり、関係者との共通の価値観を築くためにも長期的な取組みが好ましいことを付け加えたい。

³⁸ **DoL** とは、ドナー間で援助実施先のセクターを分担することであり、類似援助案件の乱立や援助不足の分野を回避することで投資効果と効率を高め、かつ受入国政府の取引費用を削減することを狙いとしている。

5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 (US\$)	対象分野	備考
ジェンダー一般						
Support in Gender Responsive Budgetting	UNWOMEN	One UN	2011-2013	605,000	ジェンダー予算のための能力強化	
Gender and Democratic Governance	GMO	UN WOMEN	2012	50,000	ジェンダー・モニタリング能力強化	
Gender and Women Empowerment	UNFPA FFRP MIGEPROF GMO	UNFPA	2008-2012	3,500,000	ジェンダー主流化関連政府機関の能力強化	
教育						
Promoting Economic Empowerment of Adolescent Girls and Young Women	World Bank	Trust Fund (Loan)	2011-2014	2,700,000	青年期の女性に対する職業訓練	
Tertiary scholarships	DFID	DFID	2011-2015	5,928,670	女性の雇用促進のための高等教育進学支援	US\$1=¥1.6 Exchange rate on 03/12/12(OANDA)
保健医療						
HIV and Gender inequities through a food security and nutrition	FAO	Trust Fund	2010-2012	2,927,574	HIV感染者や女性などの社会的弱者に対するルワンダを含む東部・中央アフリカの栄養改善支援	アフリカ東部および中央部における地域支援
Supporting Gender Equality in the Context of HIV/AIDS	CNLS – Commission Nationale de Lutte contre le SIDA	UNWOMEN	2010-2013	114,143	HIV/AIDSにかかる政策やプログラムにジェンダー及び人権配慮を含めるための能力強化	
Prevention of Mother-to-Child Transmission of HIV and Gender-Based Violence in Rwanda	ZONTA International Foundation	UNICEF	2010-2012	500,000	HIC/AIDSの母子感染予防のためのファミリーパッケージ配布とジェンダーによる暴力被害者に対する支援	
Property and Inheritance Legal Support for Genocide Women Survivors Infected and Affected by HIV/AIDS	UNWOMEN	UNWOMEN			1994年のジェノサイド生存者の中のHIV/AIDS感染者に対しての医療サービスの提供	
農業						
Improvement of women's land issues	UNWOMEN	UNWOMEN (Fund for Gender Equality)			土地問題に対する女性の知識強化と法サービスへのアクセス改善	
Support Women Farmers to Access Agricultural Services in Kirehe and Nyaruguru Districts	Imbaraga Federation	UN WOMEN	2012-2013	95,219	農業に関するサービスへのアクセス改善	
Enhancing the socio-economic development of women through strengthening Agaseke Cooperatives in Kigali City	FAO	One UN Fund	2010-2012	105,000	女性グループによるバスケット作成支援を通じた経済的自立支援	
Gender and Democratic Governance	MINAGRI	UNWOMEN	2012	84,000	ジェンダーに配慮した農業サービスの強化	

経済活動						
Third Rural Sector Support Project	World Bank	IDA	2012-2017	80,000,000	コンポーネントの一つにコミュニティにおける男女の経済的インフラニーズへの支援が含まれる	
Women in Informal Cross Border trade in Great Lakes Region	UN WOMEN	UN WOMEN	2011-2012	NA	インフォーマル越境貿易にかかる手続支援	
Enhancing the Socio-Economic Development of Women through Strengthening Agaseke Cooperatives in Kigali City	City of Kigali	UNESCO	2010-2012	25,000	女性による組合活動支援を通じた経済的自立支援	
Association Pour le Developement Integre Intrambwe Kuyindi	ASSODEI – Association Pour Le Developement Integre Intrambwe Kuyindi	UN WOMEN	2012-2013	21,404	コミュニティにおける女性の自立支援	
Empowerment of vulnerable women living with HIV/AIDS in Muhanga and Ruhango Districts by Socio-economic integration	YWCA – Young Women Christian Association	UN WOMEN	2012	68,298	HIV/AIDS感染者に対する小規模クレジットを通しての経済的自立支援	
Association for Development and Rural Promotion	ADRP – Association for Development and Rural Promotion	UN WOMEN	2012-2013	59,157	軍関係者に対する性暴力撤廃のための研修	
ジェンダーによる暴力 (GBV)						
Action in HIV and Gender based violence prevention in Nyaruguru District	UNWOMEN	UNWOMEN	NA	NA	コミュニティ内の対話を通してのジェンダーによる暴力撤廃及びHIVに関する知識向上	
Social Planning and Rights Advocacy	AHID – Action for Health and Integrated Development	UN WOMEN	2012	13,749	女性の権利に対するアドボカシー支援	
Safe Cities Project	Rwanda Women's Network	UN WOMEN	2012-2013	54,529	女性に対する暴力を予防するための「安全な」街づくり支援	
Engage men in GBV and Support Rwanda Biomedical Centre (RBC)	UN WOMEN	UN WOMEN	2012-2013	68,648	男性に対するジェンダーによる暴力に関する知識向上ワークショップ開催	
平和構築						
Second Emergency Demobilization and Reintegration Project	World Bank	Emergency Recovery Loan	2009-2013	19,100,000	女性(及び子供や障がい者)の除隊後の社会復帰支援	

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関／組織・人材リスト

本調査報告書において関連した組織及び個人			
名称	対象分野	主な活動	連絡先
政府機関			
Ministry of Gender and Family Promotion	ジェンダー政策・制度	ジェンダー政策・制度、ジェンダー政策、計画の策定、ジェンダー主流化推進	Kimihurura, Kigali
Gender Monitoring Office	ジェンダー状況モニタリング	性別データの収集、ジェンダー分析	Gishushu - Remera P.O. Box: 837 Kigali
Rwanda Development Board	ビジネスとジェンダー	起業支援、投資活動	Boulevard de l'Umuganda, Gishushu, Nyarutarama Road. P.O. Box 6239 Kigali
Ministry of Health	保健とジェンダー	保健医療に関する政策や戦略の策定	P.O. Box: 622 Kigali
Ministry of Education	教育とジェンダー	教育に関する政策や戦略の策定	P.O. Box 6311 Kigali
Ministry of Agriculture and Animal Resources	農業とジェンダー	農業に関する政策や戦略の策定	P.O. Box 62, Kigali Tel. 255 788301498, 788355244, 788878430
Ministry of Local Government	地方行政とジェンダー	地方分権に関する政策や戦略の策定	P.O.Box 3445, Kigali Tel. 250 788306757
National Women's Council	草の根レベルにおけるジェンダー状況	草の根レベルにおけるだじょ平等促進、コミュニティにおける女性の能力強化	Kigali Tel. 250 55113276
Ministry of Finance and Economic Planning	ジェンダー予算策定	国家経済計画や戦略策定の策定	P.O.Box 158 Kigali Tel. 250 252 577991, 596004
Forum of Rwandan Women Parliamentarians	女性の意思決定への関わり	女性の地位向上のため法整備、政策策定への女性の意見を反映	c/o Republic of Rwanda Parliament P.O. Box 352, Kigali
国際機関			
UNDP	人間開発、ミレニアム開発目標	貧困削減、ミレニアム開発目標推進	P.O.Box 445 Kigali Tel. 250 252590400
UNWOMEN	ジェンダー主流化、家庭内暴力	ナショナル・マシナリーの政策策定支援、法整備支援	12, Avenue de l' Armée P.O.Box 445, Kigali Tel. 250 252 590463, 590468
二国間援助			
USAID	保健、教育、貧困削減	保健・教育への支援	c/o U.S. Embassy 2657 Avenue de la Gendarmerie, Kigali
NGO			
Rwanda Women's Network	貧困削減、環境とジェンダー	コミュニティにおける女性の活動支援	Kicukiro (next to World Food Program Headquarters) Tel. 250 252 583 662 PO Box 3157, Kigali
AVEGA	平和構築、コミュニティ開発	ジェノサイド生存者に対する支援、国民和解、精神疾患患者への救済、法律相談、貧困削減	P.O.Box 1535 Kigali Tel. 250 788 525863, 520122
その他			
Chamber of Women Entrepreneurs	民間セクター開発	女性の起業家への支援	c/o Private Sector Federation Gikondo MAGERW, Kigali PO Box 319

6-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
教育・訓練			
Girls Education Policy	MOE	MOE	2008
Gender Analysis of the Technical and Vocational Education and Training (TVET) Policy in Rwanda	Jolly Rubagiza	Forum for African Women Educationnallists	2010
Gender Equality in Education in Rwanda:What is happening to our Girls?	Allison Huggins and Shirley K. Randell		
保健・医療			
National Accelerated Plan for Women, Girls, Gender Equality & HIV 2010-2014	MOH	UN	2010
Mid Term Review Report UNFPA Rwanda 6th Country Programme	UNFPA	UNFPA	2010
農業			
Baseline Analysis of the Gender Dimensions in the Provision of Agricultural Services in Rwanda	Mr. Charles Twesigye-Bakwatsa	Gender Monitoring Office	2010
Environmental and Gender Impacts of Land Tenure Regularization in Africa Pilot evidence from Rwanda	D. Ayalew Ali, K. Deininger, M.Goldstein	World Bank	2011
Gender Assessment: Progress Towards Improving Women's Economic Status	AfDB	African Development Bank	2008
Strengthening Women's Access to Land into IFAD projects: The Rwanda Experience	F. Carpano	IFAD	2011
経済活動			
Assessment of the environment for the development of women's entrepreneurship in Cameroon, Mali, Nigeria, Rwanda and Senegal	ILO	ILO	2011
Employment Sector Employment Report No. 15 Assessment of the environment for the development of women's entrepreneurship in Cameroon, Mali, Nigeria, Rwanda and Senegal	Lois Stevenson and Annette St-Onge	ILO	2011
Rwanda Gender Assessment: Progress towards Improving Women's Economic Status	AfDB	African Development Bank	2008
社会・ジェンダー一般			
Gender Best Practices in Rwanda 1995-2010	GMO	GMO	2010
EICV3 Tematic Report - Gender	NISR	NISR	2012
Gender Statistics Vol. 1	NISR	NISR	2011
Gender Training Module	NISR	NISR	2011
USAID Policy on Gender Equality and Female Employment	USAID	USAID	2012
Gender Assessment and Action Plan for USAID/Rwanda	USAID	USAID	2002
Evaluation of the Implementatio of the Beijing Declaration and Programme of Action - Country Report -	GOR	GOR	2009
Gender Assessment: Progress towards Improving Women's Economic Status RWANDA	AfDR	AfDR	2008
Gender and Community Development Analysis in Rwanda	East African Community Secretariat	East African Community Secretariat	2011
平和構築			
Aftermath: Women in Postgenocide Rwanda	Ms. Catharine Newbury and Ms. Hannah Baldwin	USAID	2000
Legal and Policy Framework for Gender Equality and the Empowerment of Women in Rwanda	Ms. Pamela Abbott and Ms. Marklin Rucogoza	Rwanda Public Policy Observatory	2011

ジェンダー差による暴力(Gender-based Violence)			
National Policy against Gender-Based Violence	MIGEPROF	MIGEPROF	2011
National Strategic Plan for Fighting Against Gender-based Violence 2011-2016	MIGEPROF	MIGEPROF	2011
Gender Based Violence Training Module	MIGEPROF	MIGEPROF	2011
Evaluation of the Implementation of the Beijing Declaration and Programme of Action	MIGEPROF	MIGEPROF	2009
Guidelines on the Setting up of Committees to Fight Gender-based Violence and Protect Child's Rights	MIGEPROF	MIGEPROF	2009
An Empirical Analysis of Cases of Gender-Based Violence in Rutsiro, Kayanza Ngororero Districts and the City of Kigali	UNIFEM	UNIFEL	2008
その他			
Gender Budgeting Guidelines	MINECOFIN	MINECOFIN	2008
Gender-Responsive Budgeting Programme in Rwanda 2008-2010	MINECOFIN	MINECOFIN	2011
Integrating Gender Responsive Budgeting into the Aid Effectiveness Agenda	UNIFEM	UNIFEM	2008
Progress towards Achieving Gender Responsive in Rwanda	Rwanda Civil Society Platform	Rwanda Civil Society Platform	2011
Capacity Development for Promoting Gender Equality in the Aid Effectiveness Agenda Lessons from Sub-regional Consultations in Africa	UNIFEM	UNIFEM	2007

7. 用語・指標解説

<用語説明>	
用語	説明
ジェンダー(gender)	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差(セックス)は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差(ジェンダー)は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。
インフォーマル・セクター (Informal Sector)	労働統計上、雇用者のいない単独業種の経済活動の人口や家族従業者。この特徴は、単純な技術、わずかな資本、営業場所不定、最低限の被雇用者(もしくは被雇用者なし)、準適法性・登録の欠除、帳簿付けの欠如などである(ILOの定義による)。インフォーマル・セクターの労働者は、制度的・法的保護の目からもれ、不安定・低賃金労働環境に置かれることが多い。
リプロダクティブ・ヘルス (reproductive health)	性と生殖に関する健康。安全で満足な性生活を営めること、子供を産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
積極的差別是正措置 (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
<指標説明>	
指標	説明
人間開発指数(HDI)	平均余命、教育水準(就学・識字率)、各国の所得水準の側面から総合的に算出された国の開発達成度を測る指標。UNDP(国連開発計画)が年次報告書『人間開発報告』の用語。1を最高値とする指数。
ジェンダー開発指数(GDI)	男女間格差を調節した後の人間開発指数を測る指数。HDIと同様に平均余命、教育水準(就学・識字率)、各国の所得水準を用い、これらにおける男女間格差を考慮して算出している。UNDPの報告書『人間開発報告』の用語。1を最高値とする指数。
ジェンダーエンパワメント指数(GEM)	経済的・政治的参加に関わる意思決定の側面から総合的に算出されたジェンダーの平等の度合を測る指数。UNDPの報告書『人間開発報告』の用語。1を最高値とする指数。
合計特殊出生率	女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。
GDPデフレーター	物価上昇(インフレ)率を示す指標。名目GDPに対して実質的なGDPを計算するために使用される物価指数。
ジニ係数	社会における所得分配の不平等の度合を示す経済指標。
乳児死亡率	出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。
5才未満幼児死亡率	出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。
三種混合(DPT1)	ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの初回接種を受けた1歳児の率。
避妊用具普及率	性行為を行っている15歳から49歳の女性の間での避妊用具の普及率。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦などの出産介助の訓練を受けた医療関係者のもとで出産が行われた割合。ここには訓練の有無を問わず、伝統的な産婆による出産は含まれない。

妊産婦死亡率	10万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
低体重児率	2,500グラム以下で生まれた新生児の割合。
経口補水療法 (ORT) 使用率	5才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。
衛生施設普及率	下水または汚水タンクシステムに接続しているトイレ、水洗トイレ、簡易トイレまたは換気付改良トイレなど、適切な衛生施設を使用している人口の割合。
成人識字率	15歳以上で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内容を理解しながら読み書きできる人の割合。
総就学率	年齢に関わらず初等・中等学校・大学に就学する子どもの人数が、公式の初等・中等・高等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率(例:6～12歳の初等教育の場合、小学校在学者数/6～12歳人口で計算する)。総就学率では、遅れて入学したり、中退・復学・留年によって、本来の年齢よりも高くなったりした生徒の数も補正されずそのまま含まれる。
純就学率	公式の初等・中等・高等教育就学年齢に相当する子どもであって初等・中等学校・大学に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率(例:6～12歳の初等教育の場合、6～12歳の小学校在籍者/6～12歳人口で計算する)。

8. 参考文献

AfDB(2008), Rwanda Gender Assessment: Progress towards Improving Women's Economic Status

AfDB(2012), Rwanda Economic Outlook

CIA, World Factbook

FAO(2006), Improving Tenure Security for the Rural Poor

Farrell G(2007), ICT in Education in Rwanda(*infoDev's Report*)

Forum for African Women Educationnalsists (FAWE RWANDA)(2010), Gender Analysis of the Technical and Vocational Education and Training (TVET) Policy in Rwanda

GMO(2010), GMO Strategic Plan 2011–2016

GMO(2010), Baseline Analysis of the Gender Dimensions in the Provision of Agricultural Services in Rwanda

GMO(2010), Gender Best Practices in Rwanda 1995-2010

GMO(2008), Country Assessment on Violence against Women RWANDA

GOR(2000), VISION2020

GOR(2010), National ICT Strategy and Plan(NICI) 2015

IFAD(2011), Strengthening Women's Access to Land into IFAD projects: The Rwanda Experience

ILO(2011), Assessment of the environment for the development of women's entrepreneurship in Cameroon, Mali, Nigeria, Rwanda and Senegal

Institute of Policy Analysis and Research(2012), School Funding and Equity in Rwanda: An Interim Discussion Paper 2012

Institute of Policy Analysis and Research(2011), Legal and Policy Framework for Gender Equality and the Empowerment of Women in Rwanda

JICA(2009),イミドゥグドゥ水・衛生改善計画プロジェクト 中間レビュー調査報告書

JICA(2010), 国レベル平和構築アセスメント「PNA」ルワンダ共和国

JICA(2010), For Increasing Crop Production with Quality Extension Service in the Eastern Province Inception Report

JICA(2010), 東部県農業生産向上プロジェクト 事業事前評価表

JICA(2010), 東部県農業生産向上プロジェクトベースライン調査報告書

JICA(2011), イミドゥグドゥ水・衛生改善計画プロジェクト プロジェクト事業完了報告書

JICA(2011), 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

JICA(2011.2012), 東部県農業生産向上プロジェクト (第1及び2年次) プロジェクト事業進捗報告書

JICA(2012), トンバ高等技術専門学校強化支援 プロジェクト事業終了報告書

JICA(2012), 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書「ルワンダ」

MIGEPROF(2010) Gender Cluster Strategic Plan 2010-2012

MIGEPROF (2011), National Policy against Gender-Based Violence

MIGEPROF(2009), Evaluation of the Implementation of the Beijing Declaration and Programme of Action

MIGEPROF(2011), Gender Based Violence Training Module

MIGEPROF(2011), National Strategic Plan for Fighting Against Gender-based Violence 2011-2016

MIGEPROF (2011), Gender Training Module

MINAGRI (2009), Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda – Phase II(PSTA II) Final Report

MINECOFIN (2007), Economic Development and Poverty Reduction Strategy(EDPRS)

MINECOFIN (2008), Gender Budgeting Guidelines

MINECOFIN(2010), Budget Execution Report for the Fiscal Year 2010/11

MINECOFIN(2011), 3-Years of the Economic Development and Poverty Reduction Strategy(EDPRS) A Summary Implementation Report 2008–2010

Ministry of Public Service and Labour(2007), National Employment Policy

MINEDUC(2008), Girls Education Policy

MINEDUC(2012), Rwanda Education Statistics 2012

MINSANTE (2010), Demographic and Health Survey

MINSANTE(2005), Rwanda Demographic and Health Survey 2005

MINSANTE(2008), Rwanda Interim Demographic and Health Survey 2007-2008

MINSANTE(2009), "Health Sector Strategic Plan July 2009 – June 2012"

MINSANTE(2009), Health Sector Strategic Plan July 2009 – June 2012

MINSANTE(2010), Demographic and Health Survey

MINSANTE(2010). Rwanda Demographic and Health Survey 2010

NISR (2007), Millennium Development Goals Country Report

NISR (2012), EICV3 Thematic Report – Gender

NISR and GMO (2011), Gender Statistics Vol. 1

NISR(2012), Household Living Conditions Survey 2010/2011 (EICV3) Main Report and Thematic Report on Gender

NISR(2012), Population and Housing Census Provisional Results

NISR(2012), Rwanda Statistical Year Book 2012

NISR(2012), Statistical Year Book 2012

Rwanda Civil Society Platform and Action Aid(2012), Aid Effectiveness in Rwanda: Who Benefits?

Rwanda Public Policy Observatory(2011), Legal and Policy Framework for Gender

武内進一 (2008), 「ルワンダの紛争と農村社会」、池谷和信・武内進一・佐藤廉也編『朝倉世界地理講座 12 アフリカ II』朝倉書店

武内進一 (2011), 「ルワンダのジェノサイドを引き起こしたもの」、石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代社会』勉誠出版

UNDP(2009), Human Development Report 2008

UNDP(2012), Human Development Report 2011

UNFPA(2007), World Contraceptive Use 2007

UNFPA(2011), World Contraceptive Use 2011

UNFPA(2010), Mid Term Review Report UNFPA Rwanda 6th Country Programme

UNICEF(2007), Revised country programme document

UN (2010), The Millennium Development Goals Report

UN (2011), Delivering as One: Annual Report 2011

USAID (2000), Aftermath: Women in Post-genocide Rwanda

USAID (2002), Gender Assessment and Action Plan for USAID/Rwanda

USAID (2012), USAID Policy on Gender Equality and Female Employment

WHO, Tuberculosis Profile Rwanda (WHO website)

World Bank(2011), Environmental and Gender Impacts of Land Tenure Regularization in Africa Pilot evidence from Rwanda

World Bank, The World Bank Website